

被害者支援活動考

——教育学の地平から——

徳 本 達 夫*

On Victim Support Activities:
from Education Perspectives

Tatsuo TOKUMOTO*

「それでも、人が人を裁くのであれば、それは、犯行の周辺だけではなく、被告人の内面までも深く見つめ、その生いたち、たどってきた人生、更生の余地に至るまで、あらゆる過去、現在、そして人間としての可能性を探ることではないか。それは同時に、裁く側のこころの奥底にある倫理観、死生観、そして生き様までも厳しく問い直し、剥き出しにする作業となろう。そこに基準などありえない、と私は思う。」——堀川恵子『死刑の基準—「永山事件」が遺したもの—』（講談社文庫、2016年、日本評論社、2009年、384頁）

緒言—課題と対象—

なぜ支援活動を？ 教育学って？ やってこられてどうですか？ これからは？

これらは標記活動に関わる中で問われてきたことの一部。資料は2018年時点での自問自答である。蕪雑とはいえ、初志の一端を示す。

資料 犯罪被害者支援活動2018

掲載に当たり、重複を避け、一部加筆・修正した。[註]・[補註]は蛇足だが、自問自答の一部として残した。(2022.12.16)。

はじめに

教育学を担当して40年。その延長で関わり始めた被害者支援活動。小文は2018年の報告である。被害者学や加害者臨床、支援活動等に関わる先達と教育学関係者からのご批評を賜りたい。

【註：定年退職者への助言として巷間で強調される言葉がふたつある。<キョウヨウ>と<キョウイク>である。戯画的な物言い。公務という出番がなくなって

も新たな職務に従事される方も多々。新聞の投稿欄には70、80歳代の投稿が目につく。90歳代のそれも。社会経験からの識見がものを言う。後なる者への指針になる。日々の生業を続け、歴史や社会、人間のありようと向き合ってきた人々の声は、深く、重く、鋭く、優しい。

標記活動は講座45時間、インターンシップ30時間が基本要件。その後は週1回6時間。関連行事への参加の他、活動に必要な総合的な人間力を高めるため自主研修中。「用」も「行く所」も多々。】

1. 被害者学と加害者学

(1) 被害者学という学問

被害者学とは、「犯罪や事故、自然災害（下線は原著）などの被害者とその家族や遺族に注目し、被害者の救援支援、被害者の権利擁護をめざし、被害者の視点からの刑事司法や医療、心理、社会のメカニズムの解明など、あらゆる角度から研究する学問で、米国においても比較的新しい学問分野と言える。日本で被害者学が注目を集めるようになったのは、1990年代からで、日本被害者学会は1990年に設立されている」（デイビッド・フィンケルホー（編著）森田ゆき・金田ユリ子・定政由里子・森年恵（訳）『子ども被害者学のすすめ』（岩波書店、2010年）森田ゆり「あとがき」207頁）。立ち遅れていた分野に光を当てた画期的な学問である。解放の学であり、被害者視点からあらゆる角度からの解明が記される。障害学の発想と共通の思想がある。

障害学は障害者という立場に置かれた人々の解放をめざす。権利保障であり、人間の尊厳回復を実現する社会の形成である。そのような社会を創造するには、社会の一部の構成員を「障害者」という立場に置いてきた、その時点では「障害」のない者による差別の原因・背景の分析を通して、それを克服する学問と政策へと結実させていくことを目指す。いわゆる健常者に

* 元本学教員

よって形成されてきた社会や文化が批判的に検討される。

障害学は普遍的な解放学となる。非対称な関係から問題の所在を探り、対称化をめざす。被害者学も同様である。被害の観点から所与の社会や文化を批判的に検討し、非対称な関係を対称な関係とする。解放の学によって社会や文化は改善更新される。支援活動は被害者学を踏まえて実施されることによってより総合的観点に立った活動が展開できる。

被害者支援と教育学では対象と目的が異なる。被害者の全面的回復と児童生徒学生の心身の成長発達と。対人援助ゆえ方向性や手法は共通のものがある。関係は被支援者と支援者だが、客体と主体という捉え方ではなく、教育学が強調する主体と主体との相互主体的関係である。被害者は犯罪被害に遭ったという事情から被害者の側面を含めて生きることを余儀なくされる。そこで支援者との関係が生まれるとはいえ、被害以後も主体を生きる。患者学の発想に近い。患者は医療を主体的に受ける主体である。支援活動では他の社会的関係と同様に、被害者と支援者との関係を主体と主体との相互主体的関係と捉える視点を必要とする。

【補註：人間は社会的動物である。様々な関係を複層的に生きる。親子、友人、上司一部下、先輩—後輩などなど。敵一味方の関係も有事にはある。いずれも本来、対称関係である。生涯続く関係もあれば、長期、短期のそれもある。被害者学に絡めて言えば、短期、一時的な関係として医者—患者、教員—児童生徒が思い浮かぶ。

患者学は、患者が自己の主体性を大事にする学問である。学生学を私はかつて構想した。学び手が主体性を持って学ぶことの根本を踏まえた生き方をめざす学問。患者学、学生学ともに、関係の他方は対人援助職である。患者学、学生学は不要なはずである。患者の意向を尊重しない医療が少なくないことと医者任せの患者が多いことは対である。学び手が育たない教育を行う教員が存在すること、教員任せの学生が多いこと、これも対である。

これらの非対称を対称とする。双方が主体と主体との相互関係を生きるようになれば事態は改善する。患者は自身の病を生きる主体である。学生は自身の人生を生きる主体である。あらゆる人が自身の人生を他者との関係の中で対話的主体的に生きるならば、医者や教員も本来の職務を遂行することになる。歪な医療や教育は生まれない。

鶴見和子・上田敏『患者学のすすめ—“内発的”リハビリテーション—』（藤原書店、2003年）。患者学を提唱した上田は、リハビリテーションという言葉の本来の意味が「権利の回復」であることを踏まえて（72頁）、「あるべき患者像」を5点あげ、「以上要するに医療は患者が主体。医療者は支援者。両者の共同決定・共同実現の重要性」と、（中略）「その基礎は自己

決定権の自覚と自己決定能力の向上」（234—235頁）であることを強調する。自己決定能力を欠いた自己決定権はありえない。徳本達夫「幼児期における道徳的教育」（『山口芸術短期大学研究紀要』1990年、所収）は、関係の視点から教育関係を論じ、人間存在を有限性・一回性・共通性で捉えた。それぞれ循環性・多様性・対等性が導き出される。】

【補註：「しょうがい」という用語についての私見。差別的であるとの理由から「しょうがい」・「障がい」・「障害」という表記が増えてきた。「差別用語」を使用しないという社会の動向は賛成である。いわゆる「差別用語」は差別的である。だが、それらの使用を禁止すれば差別が解消されるわけではない。「差別用語」が使用されてきた歴史的社会的背景、使用する側とされる側との関係を踏まえて克服することが重要になる。単なる死語にしては歴史の進歩にならない。

人はすべて生涯にわたって<しょうがいしゃ>になり続ける存在である。感覚機能、運動機能、認知機能等々、肉体を構成するあらゆる機能は低下する。生来のそれも含み。金属も疲労する。有限な生き物、生身の存在である生き物性において、さまざまな質的低下は当然である。「害」を与えられた存在としての障害者である。「合理的な配慮」が自然な形で普く拡充した暁には、そのような「害」は消える。相互に支え・支えられの関係が行き渡る。

国分拓『ヤノマミ』（NHK出版、2010年）には怪我等による身体に不自由を抱えた住人はいる。彼らは「障害者」と呼ばれているのだろうか。アメリカの障害のある人の法、(The Americans with Disabilities Act of 1990、略称 ADA)『全米障害者法』。日本被害者学会設立は ADA 制定年の1990年。思想は立法化されて社会的効力を持つ。ADA では合理的配慮を怠ると差別となる。日本は、国連障害者権利条約の採択2006年を受けて、2013年に批准。国内法整備の結果、障害差別解消法を制定（2016年）】

(2) 被害の範囲・支援の対象

犯罪被害の範囲・対象をどう捉えるか。フィンケルホーは「犯罪や事故、自然災害（下線は原著）など」という。企業や国家による犯罪は含むのかどうか。別途、より総合的に研究されるのか。「被害者の視点からの刑事司法や医療、心理、社会のメカニズムの解明など、あらゆる角度から研究する」を前提としているのか。さらに加害者に関わる部分に関してはどうか。被害者学は、加害者研究と絡めているのか。本書は、社会的弱者の立場に置かれてきた子どもの権利を重視する。成人被害者はその応用問題になる。

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク『被害者支援テキスト—支援に携わる人たちのために—』2018年、は「犯罪被害とトラウマ」として「災害、戦争、犯罪、暴力、性暴力、交通事故、虐待といった出来事」を挙げ、傘下の被害者支援センターの主な対象は

「殺人や性暴力、強盗、傷害等の身体犯、及び交通事故の被害者あるいはご遺族である」と規定する(2-1-1頁)。犯罪被害者支援活動を、「世界に一人しかいない被害者と世界に一人しかいない支援者が創り出す貴重な創造的活動である」(8-1-1頁)、「専門職(Profession)的性質を有するプロボノ(Pro bono Publico)」(1-1-2頁)。と捉える。関係性・直接性・応答性・身体性等を踏まえた見解である。相互主体的関係の中で個別具体的関係を創造し続けることが求められる。この観点から支援者に求められる「こころ」と「知識・経験」を育む人材育成に言及する。

企業や国家犯罪の被害者については対象外である。活動では対象を限定するとはいえ、企業や国家犯罪の被害者への視点は念頭におきたい。災害や戦争被害者への支援の動向も視野におくことで活動に幅と深さが生まれる。災害の人災化を防ぐ一助となる。被害を生む社会的文化的経済的構造には共通のものがあるからである。

(3) 加害者学

被害者学と対をなすのが加害者学である。廣井亮一編『加害者臨床』(日本評論社、2012年)は、加害者学を臨床の観点から解明せんとして、「[加害—被害]の構造で立ち上がる、(中略)諸問題について、加害者に焦点化して再検討することは、とりもなおさず今後の被害者支援にも資する」(1頁)という。著者たちの先駆性は問題の深刻さへの認識の高さゆえである。犯罪者を「人生挫折型タイプ」と「常習窃盗累犯」の二つを元に叙述する。加害者学は、被害者を広く捉えたように、個人加害者のみならず、企業犯罪や国家犯罪に加担する人々も扱っている。

つまみ食いのだが、シャッド・マルナ／津富宏・河野莊子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティブから学ぶ—』明石書店、2013年は、書名が語る通りの研究である。被害、加害共に私と地続きのことからである。両者を他人事とする度合い分、結果として負を抱え込むことになる。

【補註：矯正は国家政策としての治安対策であり、再発防止策である。「罪を憎んで人を憎まず」の精神での対応がどこまで徹底しているか。矯正のあり方の検証は再犯率から判定される。守山正・西村春夫『犯罪学への招待(第2版)』日本評論社、2001年は、被害者の時代として「遅れてきた主役」「声なき声の復権」「関係司法の胎動」の副題を持つ3つの章をおく。】

(4) 加害—被害の関係

被害者学は被害者の、被害者と支援者による、被害者と支援者・社会のための学問。目的は怒り・悲しみ・戸惑い・憤り・不安・不信等々、人間の負の感情のあらゆるものを総動員しても表現しきれない世界を生き始めさせられた被害者の復権・回復をめざす。その精神に共鳴する人々が支援活動に参画する。それゆえ支援者と被害者との関係は対称関係である。幅広い

人間的素養は前提として、被害者の回復への道程への支援に必要な専門的な知見が求められる。被害回復への道程への道行きがすべてであろう。寄り添うという、言葉の本来の意味での関わりである。

だが、加害者—被害者は全く様相を異にする。加害—被害は日常的に使われる。ここでいう被害者学には、対称となる加害者学はない。あるのは犯罪学である。犯罪がなぜ起きるのかを総合的に明らかにし、犯罪を減らす方策を打ち立てる。社会防衛的・治安対策的な発想からの学問である。そこでは、被害者支援の発想は十分ではない。同時に犯罪学の中には冒頭で引用した堀川恵子が強調する、過ちを犯した被告人の成育歴、その周辺をはじめ、歴史的社会的存在としての加害者に対する理解はどれほどのものがあるのだろうか。事件が生起してある日突然、加害と被害の関係が生まれる。交通事故禍・殺傷事件・性暴力犯罪・公害犯罪・国家犯罪等々によって生まれる被害者は数多。企業や国家による犯罪はえてして加害者責任がうやむやにされる。関係が非対称だからである。水俣病は企業犯罪の代表的・象徴的なものである。犯罪企業の背後に国家があった。その構造は今でも、ある。ハンセン病は国家犯罪の代表的なものの一つである。

犯罪学に欠けていた視点を重視する学問が加害者学であろう。企業や国家の犯罪については、別途、徹底した学問的長期的総合的な解明が必要となる。犯罪の温床を断ち切るためである。

後述する堀川恵子の仕事には、被害者の無念の大きさと相俟って、語られにくい加害者の背景を徹底的に探ろうとする執念を見る。加害者を個人として裁いても、犯罪が生まれる社会的歴史的構造を分析し、対策を構じなければ犯罪発生は防げない。加害—被害の関係を対称化することによって問題意識、根本的解決への意思が高まる。

他方、被害者学は、自分の意志ではない形で被害者の立場に置かれた人による、人権復権にむけての学問であろう。突然の被害者になられたゆえ公的・周辺からの手厚い支援が成されて当然である。その当然のことが不十分、全く不十分であるという、止むにやまれぬ形で被害者が立ち上げた組織が被害当事者の会であり、それを支援する組織が支援ネットワークである。犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領(2016年12月27日)が明記する。

被害者学は被害者の心理的身体的社会的経済的損失・損傷の実態を明らかにし、補填するための手厚い支援体制の構築に向けての学問であることが求められる。研究の成果が実際に被害者支援に繋がってこそ学問研究の意味はある。被害者の最たるものが子どもであり、社会的文化的経済的差別を受けた人である。

(5) 修復的正義

ハワード・ゼア(森田ゆり訳)『責任と癒し—修復的正義の実践ガイド—』(築地書館、2008年)は「犯

罪を復讐＝応報の原理を元にして裁く従来の司法に対し、犯罪によって損なわれた関係性の修復を目指す」(表紙カバー)。全ては関係性の中でなされる。犯罪も同様である。修復的正義の発想は、加害―被害を狭い範囲のこととしてではなく、コミュニティをも視野に入れる。そこでは、直接関係ないと思われていた市民も当事者となる。個と個の関係がまともであれば、そもそも犯罪は生起しない。

加害―被害の関係の修復は、加害者の年齢や発達に見合った贖罪意識が前提となる。加害という自己直視の質量である。川名壮志『謝るなら、いつでもおいで―佐保小六女児同級生殺害事件―』(新潮文庫、2018年、集英社、2014年)。「自分がやったことが分かっているはずの今、きちんと謝ってほしい。その方が、スッキリする」「彼女には、普通に生きてほしい」「僕は相手のこともトラブルの内容も、地味にいろいろ知っちゃってるから」(340-341頁)。被害者遺族でありながら、妹の友人である分、面識もあり、諸事情も分かっているがゆえ加害者への厚い思いを吐露した兄。

事件以前は面識のなかった者同士が相互に分かり合うという関係が持てる可能性もある。加害側が贖罪を続け、忘れない限り、関係が生まれる可能性は続く。加害―被害の関係を相互主体的関係の中で捉えていく発想は、関係の崩壊からの犯罪を関係修復の観点から再構築することを迫る。

(6) 冤罪

相互主体的関係に立たない司法が冤罪を生む。菅野良司『冤罪の戦後史―刑事裁判の現風景を歩く―』岩波書店、2015年。弁護士布施辰治の言「裁くものよ！ 汝もまた裁かれるであろう」(65頁)は、関係、とりわけ権力を背後に相手に関わる者にとっての自戒の弁であろう。相互主体的関係でない関係は虚偽・優劣関係であって、そこからは真実は生まれない。関係論の観点から諸問題の解決の糸口は見えてくる。人間関係の土台になる関係の原則論である。冤罪を生み出してきた関係者には、関係の土台についての認識・感覚に歪みがあったということになる。自己保身に傾く場合には、抗えない人間の弱さというには損失が莫大すぎる。

等身大の感覚から冤罪被害者支援を続けてきた主婦西巻糸子の関係の感覚との違いは絶望的なまでに大きい(294-299頁)。夫らの虚偽白によって冤罪被害者に仕立て上げられながらも一貫して否認し続けた原口アヤ子の事例に「地に根を下ろした肉親の情が、『たたき割り』をはねのけた。(中略)凄く精神力だと言わなければならない」(238-240頁)と著者は言う。

浜田寿美男『自白―取り調べる者と取り調べられる者の心的構図―』(新版)北大路書房、2005年(旧版は1997年)がいう、「共同的に生きるもの」としての生き方である。「自白とは、被疑者・被告人単独の思

考の表現ではなく、被疑者・被告人と取調官との関係の所産であること、そしてその関係は対等な二者関係ではなく、権力を背後に持った非対等関係であること、この自明の事実思いを致すだけで、虚偽白の悲しい嘘の謎の過半は解明される」(675頁)。大部の作品の末尾で著者が示す見解は至極当然のことである。「人は個として生きるのではなく、共同的に生きるものである」(674頁)。

心理学研究者の著者が「泥沼の世界」を生き、解放の学として心理学を縦横に活用している姿は凝縮された「新版のための序」で語る通りである。社会心理学者のなかには原発推進のための広報活動を続ける者もいる。浜田の生き方とは対照的である。現職警察官として事件を捜査し、冤罪を確信、退職した山崎平八にとっての退職の決め手は「もしも、Sが私たちの子供だったらどう思う。黙って見過ごすことが出来るだろうか」(80頁)という、わが身に置き換えるという想像力であった。関係を生きる者には想像力は必須である。

【補註：支援活動には冤罪被害者への支援も必要になる。全国被害者支援ネットワークではそのような冤罪被害者への対応はいかに。井出洋子『ショーゴとタカオ』(文芸春秋、2012年)は、別件逮捕によって収監された二人の成育歴と裁判のやり直しへの闘いの記録。「43年間も裁判のやり直しができなかったのだ。この時間の長さは一体なぜなのだ。」(233頁)著者の怒りは読者も共有し得る。

冤罪は国家権力の非道の象徴だが、誇りある生き方を子ども時代から家庭・学校等で獲得し続ける社会的な仕組み作りが求められている。そのことは人権否定の暴力・差別への抗いを生む。「子どもの心」を思う心情である。冤罪を犯した専門家は本書でも謝罪していない。自他の立場が入れ替わるという想像力は働かないのだろうか。国賠訴訟での勝訴は社会に勇気を与える。

冤罪を犯した専門家は自分の過ちを公表しない。面子からか、出世に支障があるからか。その意味で尾形誠規『袴田事件を裁いた男―無罪を確信しながら判決文を書いた元判事の転落と再生の46年―』(朝日新聞出版、2014年)は、結果的に冤罪に加担したことを告白した稀有な一冊である。元本は『美談の男 冤罪袴田事件を裁いた元主任裁判官・熊本典道の秘密』(鉄人社、2010年の改題、加筆訂正。『美談の男』は『後悔の男』『懺悔の男』と言うべきである。有罪判決は無理だと、一人異を唱えたものの、多数決で有罪。結果的に冤罪に関わった。

熊本の裁判に際しての心掛は「被告人や証人の話に真摯に耳を傾けることだった。メモは取らず、相手の目を見る。」(119頁)であった。発言は録音からでも記録できる。面を接することによって被告人の内面を把握しようとした。その後、冤罪に関わった自身を

抱えての苦悩が続く。「告白以前、多くの犠牲を払いながら、苦しみのたうち回って来た、その長き苦悩の時間こそが熊本にとっての本当の贖罪の道だったのだ」(256頁)と著者は言う。

自白の強要といった日本の取り調べ。冤罪を主張しても聞き入れられず、刑が執行された事件もある。
【註：藤原正範『被害者のこころ 加害者の心—子どもをめぐる30のストーリー—』(明石書店、2010年)。父親・家裁調査官の仕事の他、さまざまな事例をもとにした著者の報告。事例の中の当事者を自己に置き換えて考えを巡らせるという手法である。限られた紙幅ゆえに事件背景や成育歴等の理解の必要性が見えてくる。

谷岡一郎『こうすれば犯罪は防げる—環境犯罪学入門—』新潮選書、2004年。犯罪を防止する環境のありようをめぐる作品。犯罪に走ろうとする気持ちを生まない環境づくりがめざされる。犯罪を人格の視点から究明するだけでは個人還元的な発想にとどまる。個人は社会環境との関係に生きる。環境との関係の中で犯罪を捉える発想であり、犯罪者よりも犯罪そのものに視点を置く(188頁)。

踏み止まらせる要素は、「社会コントロール」理論にいう、愛着・投資・巻き込み・規範概念の4つが社会的絆を形成する要素である(170-173頁)。愛着とは、浜田のいう共同性である。投資はいわば損得感情。しかし、喪失するものがなければ、決壊は簡単である。「社会コントロール」理論の土台になるものは何か。大田教育学ではないか(大田克『教育とは何か』岩波新書、1990年)。大きな宇宙的生命に依存しつつ参加する一人の個としての自身の魂(身体)を大事にすることをにおいて他にない。愛着の源基となる、存在の根拠は宇宙的な規模のことである。投資は宇宙とのそれである。巻き込み・規範概念とは、宇宙的生命との関係の中から生まれる根源的な規範である。

天網恢恢疎にして漏らさず。逆に言えば誰一人として見捨てないという、天の啓示である。人間社会の規範よりも人間存在の基盤の方がもっと深い。】

(7) 二次被害

被害者の問題に関わって「二次被害」がある。報道側との関係の中での出来事である。高橋シズエ・河原理子編『「犯罪被害者」が報道を変える』(岩波書店、2005年)は、報道する側と取材される側との赤裸々な対話の中から根本的な問題と解決の方向性が生まれた先駆的作品。「二次被害」を生む興味本位や「お涙ちょうだい」報道ではなく、犯罪が人と人間関係を破壊するものであることを社会全体で共有し、真相解明と対策作りが本書の本旨である。被害者を受け止める社会・コミュニティが日本社会にあるのかどうか。炙り出されたのはこの事実である。報道の基本原則でもある。

河原は、ジャーナリズムにとって大切なこととして

「声なき者に声を」と「権力の監視」をあげる。両者は対である。メディアが「権力の監視」機能を果たすことによって国民が権力の暴走を防ぎ、本来の責務を果たさせるべく行動するならば、犯罪発生件数は減少するのではないか。

【註：類似の活動からの示唆も貴重である。自殺者遺族の取材を通して、取材側から支援側に身を移した清水康之は、自殺者の減少と遺族への支援活動を展開する自殺対策支援センターライフリンクを立ち上げ、総合的支援体制を取るワンストップによる緊急の実質的な対策を展開している。ここでは、自殺者を取り巻く多様で多重な関係の束が取り上げられる。

巷間にいう「死ぬ気なら何でもできる」「死ぬなら一人で死ぬ」という言葉は彼らを追い詰める。自殺・自死という問題を個人の問題に還元する発想が個人を追い詰める。湯浅誠は自殺を踏み留まれる人には「溜め」があるという。溜めを個人の自己責任とするのではなく、社会側の責任とする。

自助・共助・公助の三者の比重は個人の置かれた状況によって変わる。各自の状況とは、各自の成育歴や学習歴・社会的経験の履歴等々を総合的に捉えることでしか見えない。国家による最低限のセーフティネット設定は必須として、さらなる充実を目指すことが求められる。犯罪が生む社会的コストの発想の導入である。交通事故禍・各種犯罪・企業犯罪・国家犯罪によって生ずるあらゆる損失を計上する。ジャーナリスト等による優れた作品から個別の事例を具体的に知ることが、犯罪のコストという発想の必要性の理解と具体的な行動へと駆り立てる。湯浅は、貧困ゆえ500円の万引き犯罪を犯した事例を挙げ、刑務所での経費1年間500万円。3年間服役では1,500万円。社会的な溜めの必要性を高調する。】

2. 支援活動

(1) 先駆的報告

アメリカの犯罪被害者支援の実態を自身も研修を受講する中で著した「新 理恵『犯罪被害者支援—アメリカ最前線の支援システム—』(径書房、2000年)は、日米の比較の中から「被害者とコミュニティ」の視点を強調する。被害者がメディアに対して、「自由に発言し、自分の怒りや苦しみを語っている」姿に、「コミュニティの中に被害者への共感の土壌がないと、できないだろう」(330頁)という。犯罪被害者センター予算の75パーセントが州・郡からの助成金、12パーセントが共同募金に依っている(1997-1998年)という点にも、コミュニティを生きる人々の支援が土壌としてあることが分かる。他方、日本における被害者への共感の土壌は、予算収入の内訳からみても、不十分だろう。

被害者が声を上げる・上げられる社会になれば、問題の本質追求はより進展する。メディアの「声なき者

に声を」の背後にある市民側の意識の問題であろう。当事者性を自覚しながら報道に接するならば、犯罪被害をはじめ、「二次被害」の発生はあり得なくなる。被害も加害も一人ひとりの市民と地続きの事柄だからである。

(2) 準備教育の必要性

学問研究の成果の一つが大和田攝子『犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究』（風間書房、2003年）。エンパワーメントに繋がる言葉かけ、傷つく言葉かけ等の分析、病死による喪失体験者との比較等が心理学的視点からなされる。大和田は遺族への傷ついた言葉や態度、援助の具体例、嬉しかった言葉や態度、援助の具体例等を明らかにし、研究からの提案として「準備教育の必要性」を指摘する。「死別後の遺族の心理や行動についてある程度の知識を備えておく必要がある」。さらに、二次被害（狭義）を未然に防ぐための「一般の人々への準備教育が不可欠となるだろう」（140-141頁）。具体的に「書物や各種の研修会、講演、さらにマスメディアを通じた普及などさまざまな手段が考えられる」（141頁）。

準備教育に最適な内容と方法に関して、本研究から15年以上（2018年現在）、取り組みは充実を続けている。被害遺族当事者の講演等では両方の内容が語られる。

3. 支援活動への示唆

支援活動と教育学は共通性が多い。以下は活動への気づきである。

(1) 低みから社会は見えてくる

英国ブリテンで保育士を続けるブレイディみかこは、地べたを生きる子どもや保護者・関係者との日常の中から発信を続ける。主題は子ども・保育のことに限らない。子ども・保育から見えてくる政治や社会の本質への発信である。低みに立つこと無くしては支援は不可能である。

低きを体験することで解放の視点を自分のものにする。解放の視点とは人間の安全保障の実現において他にない。釜ヶ崎で路上生活を余儀なくされている人々の元でつましい暮らしを生きる本田哲郎も、低きを生きる中で「貧しく、小さくされた者たち」と共に生きる社会を理想とする（『釜ヶ崎と福音一神は貧しく、小さくされた者たちと共に―』岩波現代文庫、2013年、2006年）。イエスは食を施す側ではなく、共に食を求める一人であるという視点に立つがゆえである。解放はこの地平から生まれる。

理解という言葉は、understandである。相手の下（under）に立つ（stand）ことなくして相手理解は不可能である。対人援助職に従事する人に限らない。低みを経験したことは生きていく上での力・支えになる。ブレイディみかこの実践が優れたものである背景は、その低みに身を置いて向き合う日常がもたらせ

た。自覚的に低きを意識することは対人援助職に関わる上で重要である。その際、相対する者との間に相互主体的な関係を持つことは基本である。理解し合え、より質の高い次元に至る前提である。直接援助職に従事しない場合であっても、すべての事柄は人間の命と生活に関わる。低きに身に置かずして善政はおろか、善職は望み得ない。

土の上に生きるすべての生き物は共通して、足裏がその生命体を支える。比喩的に言えば、足裏が下から（under）立つ（stand）を支えてくれている。「普遍的にしてしかも個性豊かな文化」（1947年教育基本法前文）という文言に倣って言えば、土という、共通の土台という普遍性にあるもの同士がそれぞれ独自の存在を生きているということである。いかなる時も常に足裏への思いを忘れない。足裏とは地球であり、ここに生命体は宇宙との接点を生きる。

【補註：高山文彦『ふたり―皇后美智子と石牟礼道子―』（講談社、2015年、文庫、2018年）。低みと言い、高みと言い、いずれも社会的地位や経済的裕福さを指すのではない。精神の在り様として、経済的困窮であれ、社会的差別下の苦悩であれ、自然災害禍による精神的・生活的不安定であれ、健康で文化的な最低限度の生活が保障されない状態に置かれている人への共感である。

共感性は人格である。陰徳、心ばえ、魂の共鳴である。人格とは諸価値が身体化されたものを言う。知識・技術・態度等、人にまつわるあらゆるものは、その人の身体に染み込んでこそその実体化である。身体化である。それゆえ、実在の人物の表情や身体の様、言葉の様を眼前で見れば、幾ばくかのことは感じ取れる。眼前で見ることができない場合であっても、映像には表情や身体の様が浮き上がる。編集作業のしようがないからである。発信者側が忖度して不都合な場面を削除することはありうるだろう。人格は身体に現れる。皇后美智子と石牟礼道子の身体はそれぞれ映像に映る。人格の高さとともに。それゆえ人は身体化される経験を心する。発言の一つ一つが自身の人格を高める作用をするか、傷つけることになるかは、自己が最もよく分かっている。自己の身体は誤魔化せない。それゆえ人は暴力・暴言・虚言を慎む。それらが魂を殺傷するからである。天譴を恐れる感受性の持ち主は自制を効かせる。自省する。恐れぬ者は暴走する。他を巻き添えにして。暴走の巻き添えになりたくなければ、美辞令句に惑わされずに身体から相手を見抜くしかない。

低きを体験すると、より本質的なもの、確かなものを嗅ぎ分ける力が鍛えられる。存在不安や絶望感、疎外感などを生まない社会の在り方を追求する姿勢が生まれる。潜在していた力が顕在化する。高山が「闘う皇后」を章題に冠したのは事実の題名化である。子供達一人ひとりが「平和の道具になっていく」（231頁）

営みを続けるならば被害者は出ない。加害者が出ないからである。個人犯罪は無論、利益を貪る企業犯罪も。「国益」と称し、一部の利権者の暴利のための国家犯罪も出ない。犯罪を監視し、暴力を許さない市民の働きによってである。

『ふたり』は、チッソという企業犯罪の被害者とさせられた無辜の人々の詮無い戦いに〈義理と人情〉に駆られて参上した人々の記録でもある。炙り出されるのは、緒方正人の言う「人が人を、人と思わない」所業に傾く人々でもある。今上天皇と皇后は、企業犯罪被害者・国家犯罪被害者に向き合い続けてきた。生者であり、死者である。「もだえ神様」（石牟礼道子）の視点は、対人援助職においても、本人の身代わりにはなれない自身の身の処し方において示唆的である。

爆撃被害下、紙面や映像から流れる非業の死を遂げた我が子を抱き、悶絶する母親や父親、関係者。何もできない、紙面・映像の前の「私」。怒りや悲しみは彼らの兆分の一にもならない。それでも、もだう。バタフライ効果と同様の思いが微々たるものながら伝播する。「ふたり」は根源的な地平を共に生きる。共鳴する。真に優れた人のすることは陰徳という。自分の不都合を巧みにあるいはあからさまに隠す人による隠匿とは真逆である。美辞令句をちりばめた宣伝は悪意が秘められていることが多い。ドイツのヒトラーや宣伝省のゲッペルスが目論んだ手法である。映画化されたゲッペルスの秘書を長年務めた女性による歴史の証言には、実時間では見抜けなかった事実、あるいは多数者が追従や支持をしたために一層倍増された宣伝も窺える。

追従とは付度である。ことがらは70年以上前の異国のことではない。権力を持った人は、権力を行使すべく、賛同者を増やす。そのためのあらゆる手法を使う。戦争の様相は、70年前のそれと同一ではない。巧に手法を変えて音もなく忍び寄る。軍靴や軍歌でやってくる時は事態は深刻さを増している。ジョージ・オーエル『1984年』の世界ではない。完成形としての姿ではあっても、あそこまであからさまであれば、いくら鈍感であっても気付く。音もなく忍び寄るからこそ気が付いた時に完成形としての仕組みが生まれる。完成形としての仕組みは暴力丸出しである。それでも抗う人が居る。人間の矜持だろう。誇りは暴力をもってしても奪えない。

(2) 自分と地続き

堀川恵子『教誨師』（講談社文庫、2018年、2014年）は、50年以上に亘る教誨師の活動を通して、社会が見ようとしてこなかった死刑制度や死刑囚となった人物たちの成育歴を前に、裁く側にいる全ての者を問う。実態を知ることから始まる。渡邊普相が会って来た人々の事例を読めば、「身分帳」には表れない事実が浮かび上がる。例えば、タバコ屋夫婦、実母等、「遠い記憶の底をどんなにひっくりかえして探ってみて

も、誰かに可愛がられたというか経験がないという。友人もひとりもない。」(159頁)。凶悪犯と見なされる人物は、自分の外側の人間ではない。内側の人間である。自分の内部に存在する要素の一つである。自分と地続きである。

自己の現実を直視する。責任転嫁や自己卑下は、問題を外側と捉える。責任享受や自己肯定は、問題を内側と捉える。ことがらを病に置き換える。一般人には病を自己の外に置く。外にあるものが自己のうちに入る。病にかかる。他方、精神的な病は外からとはしない。内からと捉える。精神的な病を抱えた人を自己の外側に置く。病は生命体に内包されているのではない。精神的な病も同様である。(後述の大平健をみよ)。

(3) 活動における対等性と専門性、総合性

支援活動において相手への一方的な関わりは欺瞞である。相手を主体、人生の主人公とする視点を欠くからである。それが緻密であればあるほど、相手への暴力と化す。関わりや援助が自立に向かうか、従属に向かうか。対等性を踏まえた専門性が必要となる。それはまた、活動における総合性ともなる。支援活動は対人援助活動である。保育者や教員その他の援助活動者のそれと根底において共通である。多種多様な人々への支援とは、経験の総体も多様であるということである。

精神病理に関わる大平健『顔をなくした女—くわたし>探しの精神病理』（岩波現代文庫、2005年、1997年）。「患者の一見、奇妙奇天烈な言葉を“翻訳”して理解することは、精神科医の方法のひとつだ。」(14頁)。「顔がない」と訴える女性の言葉への“翻訳”的対応から真相が見えてくる。患者は自身の成育歴を語る。豊かな教養が医師の側になれば、対応は不能であるだけでなく、かえって患者を追いこむ。精神科医の職務は他者の人生の総体を知る手がかりになる幅広い教養が求められる。医療・教育・福祉・介護の世界も同様である。

子どもの権利条約のいう「子どもの最善の利益」は、子ども一般に関わる最善の利益を踏まえた、「その」子どものそれであることが肝要である。しかも、子どもが置かれた状態を固定的、静止したものとして捉えない。事態を改善することを見通しての把握である。「その」子どもの生涯に亘っての最善の利益を考える。壮大で根源的な思想に貫かれている。

被害者支援の現場においても上記の視点は活用しよう。そこを見通した、「その」被害者が主体であるような「最善の利益」に立った支援である。「世界にたった一人の」である。「世界にたった一人の」だからこそ被害や加害を生まない社会作りが必須となる。

以上、支援活動に関わる際には、相手理解の幅広い教養、豊かな体験のほか、相手理解のための心映えが必須となる。相手と同一の経験はあり得ない。他者の

経験を理解する姿勢とそのための手法をもって関わる。総合力である。介護の達人は言う。〈目・腕・心〉。相手を理解する確かな眼力、相手の状態に対する磨かれた技術、相手に対する根源的な思い。この三者があってはじめて適切な対応が可能になる。「子どもの最善の利益」の発想は、子どもに限らない哲学を持つ。相対する「その」人の最善の利益保障が求められる。

したがって、数多の事例をAI（人工知能）に記憶させ、最適な対応をさせることは可能なのだろうか。レントゲン写真を元に病巣を判断する上で、経験値は多いほど良い。しかし、その経験値は、相手支援に最適な形で活用されてこそ意味がある。既存の経験値に相手を当てはめる関わり方は相手が回復の主体であることからずれる。それゆえ、AIには対応不能であろう。（この件は、さらに検討が必要になる。）人間に固有の総合力とは社会認識力でもある。

【註：精神科医アリス・ミラー『魂の殺人』（新曜社、1970年）は、その象徴的な作品である。暴力は外傷を伴うが、精神的暴力は可視化されない。魂は殺される。

性暴力被害者がカウンセリングを受ける。暴力的な夫から逃れたいという訴え。女性カウンセラーの対応は自身が日常生活の中でいかなる関係を生きているかによって変わってくる。対等な関係を生きる場合であれば、そのようなカウンセリングを試みるだろう。逆に、そうでなければ、クライアントへの応答は解放の視点を持たないものになる。離婚話の相談も同様である。相手への依存を生きている場合は、そのような経験からの助言にとどまる。研修等で解放の視点を持った対応の重要性を学んでも、得心しなければ変わらない。いうなれば、人は自分が生きてきたようにしか他者への助言はできない、しない。

高僧の高僧たる所以は、特段言葉を発さなくとも、身体からの発信を為し得ることにある。言葉の感化力とは言葉を発する者の生き方からの滲み出る力である。たとえ、言語明瞭、多弁であっても、滲み出る力を欠くと届かない。話し手はそれを感じるがゆえにさらに多弁になる。沈黙の時空を恐れる。解放の視点を持たない学問は、緻密である分、他者操作の道具と墮す。解放の視点を持たないものは学問とは呼ばない。学問の世界だけではなく、日常生活のあらゆる局面で顔を出す。日常性ゆえに影響力は絶大である。浸食は気づかれないように巧みに、かつ日常的に為される。】

4. 支援者の育ち

(1) 主体的学び

支援活動における総合力形成に必要なのは、総合力に結果する学び方である。暗記式の学びは応用力にならない。点での理解では現実の複雑の解決には歯が立たない。総合する力が架橋する学びである。深い対話

的で主体的学習と言われる、アクティブ・ラーニングである。鍵を握るのは学び手の主体性である。自発的主体的学びは身体の全体を総動員する。学びは自然に学びを総合化する。同時に、対話的な学びを求める。学びは深化する。

その原動力は国連子どもの権利条約のいう、「子どもの最善の利益」保障の営みへの参画であり、その応用である。総論的には、すべての市民が総がかりの営みとして取り組むべきことではない。総がかりの営みという土台の上に専門家や支援者の活動が連関して効果を発揮する。プレイディミかこの言を借りるなら支援活動が目指すのは、「社会が本当に変わる」ことを意味する「地べたが変わる」地殻変動への主体的な参画であろう。加害・被害は「私」と地続きの社会的現象だからである。当事者意識の拡大は活動への参加者を増やす。

(2) 養成講座の質保証

支援活動は養成講座の履修が始点となる。活動遂行上、現行の養成講座はどこまで有効か。現行では養成講座45時間受講が最低要件である。概ね25歳以上を受講条件とするのは、一定程度の教養や社会的経験を求めるからだろうか。

講座修了者には終了証明に関わる、試験に相当するものがある。受講動機や支援活動への思い等を問われる。具体的な知識・技術は終了認定には課されない。毎回の講座への感想レポート提出で代替。活動希望者にはさらに概ね20分程度の面接がなされる。

全国組織発足から20年近く。全国調査の有無は未確認だが、各センターでの講座受講生数、終了者数の実態調査は必要だろう。専任・ボランティアの経歴、退職者の比率、その前職の傾向、参加の動機、活動実態、成果と課題、自己研修の実情、課題等を実態調査したい。なお、直接支援員は実働300時間が、相談員は実働1800時間が要請される。活動には高度な知識・技術・態度が要求されるがゆえ、相応の実時間が必要なのだろう。活動報告書等がどう評価されるかは不明である。臨床心理士等の資格保有者には別途、配慮がある。

対人援助職では自身の成育歴を時代や社会との繋がりの中で対象化することは、自分が出会う相手や関係者の成育歴への透徹した目を育てる。同時に自分が生きてきた時代や社会に対する責任を感じるようになる。多様な他者との出会いは、気付かなかった自己との出会い直しも生む。対人援助職という業務が持つ手応えでもある。

教育実践では仕事の醍醐味は学び手の成長である。学び手の成長と教員の成長とは対である。両者が相乗効果を示す。支援活動においては被害者の回復・回復である。社会の関心度の拡がり、深まりである。支援者の成長は副次的なものである。

講座の質保証は講座修了者が行う実際の活動の内容によって量られる。講座は支援者に不断の努力を要請する。個人としては自身の支援実践を対象化する作業を通して自己更新を続ける。客観化し、成果と課題が明確になる。対象化作業とは自省である。厳しさを伴う。自他による事例検討会は大事な作業である。保育の世界で言う、保育カンファレンスである。

新の紹介した2000年当時のアメリカの被害者支援ボランティア講座の内容（同書巻末付録）と試験内容からすると要求水準は高い。試験はロールプレイである。講習内容が実際の事例に即応しているかどうかが判定される（99-110頁）。研修最後のロールプレイ。志願者の人格や資質に関することも厳しく確認される。「被害者への援助は、すべての人に提供されるべきであり、人種・宗教・性別・思想などを理由に、援助を拒否してはならない」という規定の実質化である（120頁）。1時間の面接、研修期間中の適性の確認、最終面接1時間（99-127頁）。ボランティア講座の質の高さ。要求の高さは被害者支援の志の高さゆえである。民主主義社会実現への意思の強さでもある。彼我の、しかも20年近く前の実態との比較を通して足元のさらなる充実が必要となる。

(3) 支援者の社会事象への関心

犯罪被害は社会的な事象ゆえ、活動は社会的文脈の中でなされる。したがって社会事象への関心度は支援活動に差をもたらす。現職の場合は日常的業務がそのまま専門性と人間性を育み得る。退職者の場合は前職での経験の総体がものを言う。前職で業務遂行に必要な専門性と人間性を獲得し続けたはずである。同時に社会事象への関心も高めてきたはずである。社会事象への関心の中には被害者を生む数多の事件のことも含まれる。事件を通して時代・社会・人間等を総合的に捉える視点が高まる。ベタ記事の次元からより深い部分の理解まで社会認識の広さと深さは活動の質量を決める。前職で培った、当該分野の専門的な理念や思想・理論を学び続け、実践を振り返るための記録を取り、省察を繰り返し、次の段階へと繋げていくという、生涯にわたって自律的に学び続ける職業人・専門家としての姿勢が役に立つ。

被害者は自分の人生を生きる主体である。主人公である。支援に際しての具体的な内容と方法、姿勢は被害者が自分にとって最善であろう解決の方向へ向けて支援者と一緒に考える。解決のためのあらゆる社会資源の紹介と活用、連携である。支援者が先取りしないこと、被害者の尊厳を土台に置き、伴走型の支援が求められる。保育実践が強調する「子どもの主体性・自主性を基本としながらも、保育者の専門的な関わり方を大事にする保育」は支援活動にも当てはまる。支援者はたとえ被害者より社会経験や年齢的に若くとも、大きな期待が寄せられる。退職者であれば名実ともに、である。それでも基本は相互主体的な関係であり

続けることが肝要である。

象徴的な例。瀬戸内寂聴『生きてこそ』（新潮新書、2017年）には、ある身の上相談の事例がある。就職活動に失敗し鬱状態になった息子が自衛隊入隊を許可された。喜ぶ家族とは別の姑の姿。「『殺される！殺される！』と、呻き声がもれていました」と。東京空襲を経験、夫をシベリヤで亡くした姑にとっての過去と現実。著者は電話で「しっかりした答えのできない自分の本心を打ち明け」、病気の老人への対応を願う。あれほどの人生経験がある著者でも「自信のある返事」が書けない。自衛隊を軍隊化する目論見を持つ現政権下、「老婆の危惧はすべて現実化してきた」と著者は続ける。2015年5月、略称「安保法制」国会審議中のことである。

一つの身の上相談にも、回答者の社会事象への応答が問われてくる。日常的な場面についても例外はない。政治は日常生活のあらゆる場面にある。社会事象への関心を欠く者には相談は来ないだろう。立ち位置をどこに置くか。低きを生きる者にしか本質は見えないのだろう。

【補註：「オレオレ詐欺」は今なお、横行している。それが起きる社会的な背景は何か。被害者の圧倒的多数が65歳以上の女性である。息子を装う加害者と被害女性との関係。苦境にある息子を救いたい母親の心情の悪用。長期間の人生経験をもってしても、詐欺被害から免れない事例は多々ある。詐欺者は研修を重ねて犯行に及ぶ。単なる素人ではない。模擬演技も欠かさない。善意の人は罠にかかる。多くの場合、騙された自分を責める。自分に非があると思う段階では支援を求めない。性暴力被害と同様、自分に隙があったと思わされる自己責任論による沈黙。社会が被害者側に立たないために起きる二次被害である。被害者の自殺、あるいは精神的に追い込まれた結果として死期が早まることはある。高齢である分、人間に本来備わっている復元力は発揮できにくい。

社会が為すことは、被害者への支援、加害者への非難と再発防止である。高額被害者に対する二次被害的な対応は、経済的に裕福である被害者への羨望の表れでもあろうか。自宅に多額の現金があるという情報から犯人に侵入され、現金等を強奪された事件も報道されている。殺害という、最悪の事態に至らなかったことに安堵する。被害者支援の手助けを求めて、被害を最小限にする。】

(4) 被害者への責任

個人や団体による犯罪被害に対する支援活動は活発である。他方、国家犯罪ともいべき、誤った国策の結果の被害者に対する救済活動、あるいは被害者への支援活動は当該組織では対象外である。個人の犯罪は自分とは違う人間による事件である。批判はしやすい。他方、国家犯罪に対しては、国家相手の批判は腰が引けることは皆無ではない。国民に権利が保障され

ていなかった時代をきた人にとっては「お上」批判はあり得ないことだろう。だが、基本的人権が保障される現代社会である。良識ある公民としての政治的教養の持ち主であることは基本形である。水俣病を含む4大公害・ハンセン病・原爆被害者・各地空襲被害者・沖縄地上戦被害者等々が起こした企業や国家への賠償請求に賛同したのか、無関心だったのか。沖縄基地問題は現在進行形の問題である。

実際の活動では見えないが、活動の土台としてそれらの社会事象への認識の度合いは問われる。社会事象への関心とは社会事象を生む政治への関心である。善政が展開されていれば犯罪のいくつかは生じない。政治への関心を高めることは被害者支援活動において必要な態度であろう。残念ながら、この国の社会構成員の政治への関心は低い。国政選挙における低投票率はその証である。低投票率は善政ではなく政治の腐敗を招く。腐敗は犯罪の温床となる。

責任を取る人間が大人である。犯罪被害者への責任を取るとはどういうことか。加害者と地続きの自分であるという発見から活動に関わる人もいる。直接支援と同時に犯罪が生まれない社会作りのための行動は必須である。むしろ、直接支援には関わらなくとも、犯罪が生まれない社会作りに尽力するのは全ての社会構成員の責務だろう。後者を等閑なぞらにしては、前者の活動が増えるばかりである。課題は可視化されなければ気づかない。活動を通して、赤裸々な被害実態と出会い、考え始める。活動がより社会認識の度を深めるというのが順番か。社会への関心は実生活分の責任の自覚に繋がる。謙虚になる。自省的になる。自制が働く。

天災ですら人災とセットである。究極の人災である戦争や原発過酷事故等は絶対的弱者である乳幼児・子どもを被害者とする。無差別平等に降りかかる災禍となる。それゆえ、災禍を生き延びた彼らは悪弊を繰り返させないような学びを続け、年齢相応分の力を獲得していく。非業の死を余儀なくされた仲間の無念を胸に、実年数分の責任を果たそうとする。

子どもの権利条約の実現に道を開いたコルチャックは子どもの権利を謳うだけでなく、権利を侵害する戦争・不平等・差別・暴力等と徹底的に戦った。子どもへの責任や愛は、それに反することとの戦いと対でなければ、お為ごかしにすぎない。社会は加害責任のもと連帯の学びを続ける責務がある。

(5) 支援における対応・応答の土台

関わりの中で問われてくるのは各自の土台、対応の根拠である。手がかりになるのが生育歴の中での体験である。自然災害被災者に対する共感性の大きさは犯罪被害者へのそれと共通かどうか。詐欺被害者への羨望に関わっていえば、神経を逆なでするような無体な対応も皆無ではない。支援における共通性と多様性もここから生まれる。共通の支援理念に基づきつつも、

個別具体的な事例への応答はそれぞれ違いが出る。

基本は支援者自身の成育歴・学習歴等の経験の総体である。45時間の講座と30時間の研修計75時間は、時間的には私の現職40年間の経験の総体の中の1%未満である。質的にはいかに。

75時間は始点であり、共通の土台に過ぎない。具体的な場面では各自の価値観が現れてくる。残りの99%が影響する。それゆえ、退職者が有する豊かな経験の総体は貴重である。事例研究会等で共通の事例を基にした研究協議がさらに闊達になされることが必要となる。全国的に見てどうなのか。活動の質向上は個人的かつ組織的な課題である。

教育では実践の質の高さは学び手の力を伸ばす。確かな価値観を共有・進化するための研修の機会は必須となる。共通性を踏まえた多様性の質を高めるためである。支援の手引きはあるが、手引きだけでは役に立たない。各自の価値観の違いは社会事象への感度の差が理由だろうか。課題である。

支援活動に至るまでの経験の総体が支援活動への動機になる。さらにその後の支援活動を支え、進化させていく。教育の世界で言う、養成教育に繋がるそれまでの体験の総体が人間性・専門性を磨く材料になる。支援活動の理論的な根拠と具体的な実践力の双方が必要になる。

5. 教育における犯罪防止教育

(1) 犯罪を生まない教育—1947年教育基本法—

教育学は被害・加害の問題と深く関わる。教育学が全ての者がそれぞれの天分を発揮して、天寿を全うできる社会作りに向けての全ての者による不断の営みを創造するものである以上、不可避の問いである。以下、被害者学・加害者学と教育学との架橋作業の試みである。

犯罪防止教育は、被害者支援教育と共に必須の事柄である。義務教育段階から犯罪加害者にならない、被害者にならないための学びとは、子どもの最善の利益保障に向けての学びである。日本国憲法のいう理想の実現に向けての学びである。

1947年教育基本法は前文で「理想の実現は、根本において教育の力に待つべきもの」と教育の力への信頼を示し、多文化共生の理念を先取りするような文言「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造」をめざす教育の普及徹底を謳い、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会」の形成者として必要な学びを示した。民主主義社会は不断の創造なしには実現しない。その創造の担い手は民主主義社会の主権者である。主権者同士が主体的に対話的な関わりを深めて、より質の高い主権者になり続ける。民主主義社会の主権者が育ち行く教育は重要である。その教育を担うのは学校においては教職員である。

1947年教育基本法は「あらゆる機会に」「あらゆる

場所で」「実際生活に即して」この教育の目的を実現する教育の在り方を教育の方針として示した。あらゆる社会の構成員にこの責務が課せられていることを示す。それゆえ、加害・被害を生まない教育とは、教育基本法の基本的な精神を象徴する「公の性質」「全体の奉仕者」「国民全体への責任」という文言も含め、1947年教育基本法の精神を実現しうる有権者が育つ教育である。1947年教育基本法の理念の理解は戦後教育の初志の確認となる。

「教育は人なり」という名言がある。教育は極めて公共性の高い社会的共通資本の一つである。普く教育に対する確かな理解者・応援団の一人として、総がかりの子育て・教育の営みに参画する一人になり続ける。コルチャックのように。

【補注：1947年教育基本法は2006年第一次安倍内閣時代に「全面改正」された。「タウンミーティングでのやらせ質問」「公聴会での意図的な一部参加者外し」「担当者への法外な報酬」等、改正を巡る不透明な事実も露呈した。教育の条理・倫理に反するような姑息な手を使ってでも改正を目論んだ意図は、その後、改正側にとって「大きな効果」を上げ続けていることに明らかである。教育の目的条項は旧法の精神を踏まえているが、新たに規定された教育の目標は「伝統文化の尊重」等、詳細になった。旧法は抽象的であるという批判があったが、それだけ完成度が高かったということでもある。上記の文言のいくつかは残念ながら削除された。上書きは以前を消す。賢明な主権者におかれては新旧比較検討を試みられたい。目から鱗を実感できる。

以上、基礎教養的なことも記した。教育学から支援活動に関わる中で出会った先人からの質問への回答も絡めてである。】

【注：日本の義務教育諸学校の教員が国際標準からみて、超多忙であることは周知の事実である。「ブラック学校」と揶揄される。その結果、学び手の学習空間が最高水準に達していないということである。本来は最も創造的な営みであるにも関わらず、多忙な職務の中、本来の職務遂行が困難であるという事実はこの国にとっての「国難」と言うべき事態であろう。だが、可視化されにくく、成果もすぐには出ないため、なかなか選挙の争点にはならない。未来社会の根幹を支える人々が置かれたこのような状況は、将来に禍根を残す。

明日以降の未来のことは、徹底的に現在のことである。針路を誤らない鍵は個として主体的に生きる自覚にある。歴史の最先端・最前線を生きる者として、困難ななか呻吟しながら勘を働かせる。

過酷な経験は人を覚醒させる。IAEAの「レベル7」という、最も過酷なチェルノブイリ原発事故から12年、彼の地に個人として生き始める人が現れた。「私たちはいつも〈われわれ〉といい〈私〉とは言わな

かった。(中略)チェルノブイリのあと、私たちは〈私〉を語ることを学び始めたのです、自然に。」(スベトラーナ・アレクシェービッチ(松本妙子訳)『チェルノブイリの祈り—未来の物語—』(岩波現代文庫、2011年、1998年)253頁)。人間の尊厳を賭けた精神的な地殻変動である。個人として生きることは主体として生きることである。社会事象への関わりも主体的になる。社会の差別・不正等に向き合う主体となる。活動は自ずと社会事象への関与の度合いを深める。

水俣病事件被害者でありながら、国家からの認定を取り下げて、自己と時代・社会に対峙し続ける緒方正人は言う。「人が、人を人と思わない」所業が事件を生んだのだと。沖縄や福島が置かれた状況は「犠牲のシステム」の象徴である。「人が、人を人と思わない」所業が被害者にさらに負担を強いる制度・法律を作る。明治時代に制定された法律が100年以上の歳月をかけてようやく改正される一方で、碩学たちの手によって作られた法律が歴史への謙遜さを欠く者たちによって「改正」(改悪)される。1947年教育基本法である。「改正」論者は、「制定後60年経っている」云々と宣伝した。

個が個とじかに向き合っても、加害・被害は生まれるのだろうか。】

(2) 市民の支援性の育ちへ

2000年当時のアメリカの実態を報告した新が示すように、コミュニティが機能するかどうかは決定打である。それゆえ、活動は最終的には市民の支援性の育ちへと繋がるものとなる。これが基本である。支援関係者が強調するように、支援を通して被害者から多くを学ぶことができたことも支援者の自己更新に繋がっている。人間の復元力、レジリエンス等、根底には有能な人間観がある。生き延び続ける姿がある。被害者は被害後は新たな人生となるという。以前の自分と同じ生活を送るということはありません。それほどの衝撃を受け、周囲の支援を受けつつ、生き延びる者となる。

支援活動を通して感じられる人間への信頼が活動の原動力である。加害者も人間であり、また、支援者も人間である。自分と同じ人間が加害と支援との立場に立つ。活動が普く広がるためには関与している者が積極的に社会へ発信していくことが肝要である。それが支援活動の質を問い直し、質を高めることに繋がる。支援者は主体的に学び続けることが要請される。

保育の世界では職務の土台は厚生労働省「保育所保育指針」である。指針がいう、保育の原理「幼児が現在を最もよく生き、望ましい未来を作る力の基礎を培う」保育とは、子どもを含むあらゆる市民が「現在を最もよく生き、望ましい未来を作る力」を発揮しながら民主主義社会の主権者としての営みを続けることをおいて他にない。この理念が普く広がることは犯罪の無い、減少し続ける社会の実現に近づく。

被害者が被る精神的・物理的・経済的・時間的・社会的・身体的な損失は、計算不能である。仮に計量化するモデルができれば、社会全体でその損失が天文学的であることに気付き、被害者支援に莫大な時間と予算、精力を通して費用対効果が天文学的なものになることが理解できるだろう。国家及び組織による手厚い支援が成されているドイツの事例は、(東大作『犯罪被害者の声が聞こえますか』講談社、2006年、200-1頁) 短期的な景気動向が主たる関心の者には指針とならない。被害者が創る条例研究会『すべてのまちに被害者条例を』(被害者が創る条例研究会、2007年) 2014年に会が発足、「条例案」初版発行。条例制定が拡充している。片山徒有『犯罪被害者支援は何をめざすのか—被害者から支援者、地域社会への架け橋—』(中央公論新社、2011年)は、活動の方向性を示す。

【補註：徳本達夫「教育の責任・責任の教育」「あなた任せ主義から当事者主義へ」(『広島文教女子大学人間科学ブックレット』第4号、2008年、同第5号、2009年所収)。個人・集団・企業・国家による反社会的行為を教育の結果という観点から取り上げ、そのような事態を生まないための教育の在り方を自己・他者・世界・自然への最大限の責任を果たす学びの必要性として述べた。また、主体的な学びについては当事者性を重視した。いじめへの視点として、被害者支援の充実とともに加害者が被害者であったがゆえの加害者化を強調した。

自己肯定感を持つものは自己の優越性や自らの存在肯定のために自分よりも劣った存在を設定する必要はなくなる。多様な世界を生きている。社会との関わりの中で多様な生き方があることを実感的に学ぶことができる。学校という集団学習の意義である。包摂である。

被害者にならないための手法は、例えば、アウシュビッツを生き延びた少年。過酷な状況下、看守に自分が役立つ人間であることを訴える等、あらゆる局面を考え抜いた。与えられた答えを機械的に記憶するような育ち方であったならば生還できなかつたであろう。学ぶことは自他と共に生き延びるための知識・技術の獲得である。】

【註：イギリスの一市民が広島・長崎の二重被爆者である山口彊二さんを、運の悪さという次元で語っていた。後日、謝罪し、発言を取り消したとはいえ、被害者への共感性は微塵もない。原爆被害の真相・実相を知らないということが背景なのだろうか。あるいは逆に、ある程度知っているからこそその発言になったのか。謝罪は深層部分を踏まえてなされてこそ相手に届く。大企業や政治家たちの謝罪会見の皮相さが思い浮かぶ。大分県で開催されたマラソン大会での50歳代女性通訳ボランティアがブログでアフリカ人ランナーへの人種差別的発言をした。(朝日新聞、2019年2月16

日)。謝罪の上、取り消されたものの、語学通訳ができるほどの教養と発言との落差。いずれも、無知・生半可な知識は暴力である。暴力は想像力の欠如が生む。自戒を込めて紹介する。当事者批難は目的ではない。】

6. 加害者という存在

(1) 著作の中の加害者

以下、事件を取り上げた著作を紹介する。歴史的社会的存在として捉えるためである。事件は私たちの記憶の世界からほとんど消えている。多くはベタ記事、週刊誌情報の次元であり、上書きされる感覚であった。その分、事件は私の中に学びとして残っていないことが多い。一読することによって少しは私の中に刻印される。当事者性から遠かつた事件が身近になる。逆に忘れた分、類似の事件は繰り返される。対策を取らないからである。身近なところでの支え合いや声かけ、等である。事件を取材するジャーナリストは、犯人と自分との間に溝ではなく、地続きを感じ取るのだろう。加害者の人間らしさを発見しようと関係者に取材する。人生の支えになるような根源的な体験はなかったのかを探る。その部分を欠いた本は読んでいて辛くなる。人間らしさの部分が保障されなかった人物への思いはより深くなる。誕生以後、当たり前のこととして、周囲からの温かい関わりは保障されていたのかどうか。取材対象は家族、親の成育歴、時代・社会の背景にまで広がる。「凶悪犯」という、スティグマで語られる取材では得られない次元である。

古典的作品が東京オリンピックの前年、1963年の幼児誘拐殺人事件を取材した本田靖春『誘拐(ちくま文庫、2005年、文芸春秋、1977年)である。著者は時代や社会の空気が追体験できるほど事件に肉薄した。文庫本へのあとがきに記す。「犯罪の二文字で片付けられる多くが、社会の暗部に根ざした病理現象であり、犯罪者というものは、しばしば社会的弱者と同義語である」(351頁)。それゆえ「最後になったが、きわめて不幸な私たちで人生を終わった二人の冥福を改めて祈りたい」(355頁)と結ぶ。福島誠一名で発表された短歌は、適切な支援が加害者の子ども時代であれば、と思わせる。犯罪を社会的歴史的な文脈で解明する手法は、被害者支援に関わる立場にとっても重要になる。

(2) 同時代の加害者

犯罪を犯した少年・青年がどのような成育歴の持ち主であったかを知ることは、彼らと一部、歴史的時間を共有する大人の責務だろう。彼らが生きてきた実年数分の社会を作ってきた一員としての製造物責任がある。実年数が多ければ多い分の責任である。自分の家族・縁者ではない。だが無関係ではない。痛ましい事件に心を痛めるのは、同時代を生きている自分に対する責任の感覚ではないか。同時代を生きている以上、

彼らの犯罪に全く無関係であるといえる人はいないのではないか。

臨床心理士長谷川博一は殺人者との獄中対話を通して、「早期に発見されず、支援を受けられず、結果として犯罪者となった人々の『子どもの心』を思い、涙を流します。」と慟哭する（長谷川博一『殺人者はいかに誕生したか—「十大凶悪年事件」を獄中対話で読み解く—』新潮文庫、2016年、単行本2010年、339頁。）被害者の時間的・精神的損失は計算不能である。長谷川が言う「子どもの心」に然るべき手が届いていたら、損失は発生していないのではないか。長谷川のような感性は、「モンスターは早く殺せ。」といった排他的感情的な声と対極にある。

優れた作家や専門家たちが彼らの成育歴と時代・社会の背景と共に真相解明と、再発防止のための活動を行っている。そのような篤農的な仕事に報いるため、何よりも非業の死を遂げた死者への供養として、深く事件の真相に迫った著作等は一読する価値はある。被害者の無念は加害者がいかなる理由や背景から事件に至ったかという、真相解明が成されないことである。自分はなぜ殺されたのか。殺される必然性があったのか。無論、必然性は理由にならない。深層からの真相解明が必須となる。非業の死者の無念は遺族の無念でもあろう。最期の言葉を聞けなかったことが無念さに輪をかける。

門井慶喜『銀河鉄道の父』（講談社、2015年）には、家族の臨終において、末期の言葉を書き留めようとする場面が2回描かれる。末期の言葉はそれだけの重みをもつ。その意味で犯行に至った者が成すべきことは、まずは心からの謝罪、事件の背景等の真相解明への説明責任等、類似の事件が起きないための根本的対策の立案と実施への責任である。

【補註：殺された者は選ってこない。遺された者は何をなすべきか。「眼には眼 歯には歯を」という、ハンムラビ法典復讐刑法はそれ以上に激しい仕返しを横行していた時代に歯止めとしての役割を果たすためであった。

池谷孝司編著『死刑でいいです—孤立が生んだ二つの殺人』（新潮文庫、2013年、共同通信社、2009年）。私の生活圏内で最初の殺人は起きた。発達障害と複雑な成育歴が明らかになる。著者の取材・執筆動機は明快である。2009年開始の裁判員裁判に参加する一般市民が、「『凶悪犯』といわれる人物を裁く立場になった時、背景にどんなことがあるのか考えるきっかけになればうれしい」（7頁）。この動機を具体化するべく、関係者の重い思いを汲み上げようとする。断罪的な発想では生まれぬ取材姿勢である。支援の手を差し伸べようとする人々もいた。就職先として自分の飲食店を考えた女性。幼い娘がいる家庭に住み込ませて働き口を保障した男性とその家族。然し最悪は起きる。やるせないのは支援の手があったことと裏腹である。

読売新聞水戸支局取材班『死刑のための殺人—土浦連続通り魔事件・死刑囚の記録—』（新潮文庫、2016年、2014年）。著者の一人は犯人と同様の高校時代の挫折感が自殺願望となった自身の経歴を振り返る。豊かさの社会にあってもなお豊かさを追求する社会のなかの若者。「加害者になる以前に時代と大人たちの被害者なのだ」（333頁）という時代・社会認識に立てるかどうか。著者の一人はベトナムの夜の街に佇むなかで「ここには物質的な豊かさはなくても、夢と希望、そして心の充足感があるように思えた」（311頁）。そして、「『もし、ここに来たら、お前の人生、少しは変わったかもな』。そう思うと、目の前の景色が涙でにじんだ。」（312頁）と思うを吐露する。成育歴が少しでも理解できる分、犯人への共感が芽生える。understandである。30回以上の接見は共通項を感じ取ったからのことである。

裁判という限られた時空で裁判員となった市民はどこまでの判断材料を基に判断するのだろうか。少なくとも、その日のために種々の公刊された優れた資料から学ぶことは必要だろう。市民としてのその姿勢が結果として仮に裁かれる側に立った時に、総合的判断をする裁判員に出会うことに繋がる。冤罪の場合はなおさらである。

事件の特異性から何度も読み返した一冊が小野一行『新版 家族喰い—尼崎連続変死事件の真相—』（文春文庫、2017年、太田出版、2013年）。事件が怪奇・残忍であればあるだけ、その真相の究明は不可欠である。角田ファミリーを作り上げていった美代子。小野は、彼女たちの成育歴を明らかにするなかで、「主犯の美代子が“勝てる相手を選ぶ”ということ徹底していた」（260頁）こと、中学生時代に学級仲間の弁当を黙って食べた話（72頁）や、卒業後、実母からの勧めで売春を始めたこと等、同級生の話や担任の話を聞き出すことで犯行の背景の一端を探ろうとする（70-75、79-82頁）。特に売春に関与した時の話を聞いた小野は、「家族乗っ取りの中で親子という血のつながりを次々と破壊していった彼女の、犯行の原点を見た思いがした」（87頁）と語る。角田美代子が選ぶ時の基準は、つまるところ、その時に不安定であった人物である。弱味を悪用する。「絶対的恐怖を与えて支配した。」その手段が「タブーである“家族殺し”の強要だった。まさにそれは“家族喰い”ともいえる所業であった」（260頁）。

この事件の恐怖は、どこにでもいるような「おばさん」が起こした事件であったからである。狙われた人々がこれまた、どこにもいるような人々であったことである。初めて一読した時は、わが身に迫り来る、えも知れぬ恐怖を感じたことを覚えている。私や我が家が乗っ取りの対象にならない保証はどこにあるのか。社会を震撼させたのは、事件が自分と地続きのことだったからであろう。心理的恐怖小説『リング』や

『らせん』（ともに角川文庫）等の底知れぬ恐怖とは別次元の、より皮膚にまつわりついてくるようなねっとり感があった。今なお十二分に言語化できない。】

(3) 堀川恵子の仕事

堀川恵子『永山則夫—封印された鑑定記録—』（講談社文庫、2017年、岩波書店、2013年）。24歳時点の永山の写真は、獄中の永山と席卷し続けた医師石川義弘が撮影した（453頁）。永山本来の姿であろう。凶悪犯という、スティグマに囚われた読者は写真を見てどう反応するか。読者は自身の眼力を問われる。（1997年の神戸事件の際、加害少年写真があるメディアに掲載された。私が顔、ある幼児教育関係者は凶悪事件を犯す子どもの顔である、と断言した。当時の私には、そこまでの断言はできなかった。私の眼力の不足であったか。「不敵な笑み」というキャプションに誘導されることはないのか（池谷、前掲書、233頁）。私たちは、どこまでの眼力を持っているのだろうか。

学生相手の場合は、鈍感な私であっても学生が抱えている内面的な課題が垣間見えることはあった。しかし、顔の表情がすべてを語っていたわけではない。言葉のやりとり等を経てのことであった。精神科医は患者の第一印象を記す。大平のように。相対して面を接しては言えないことが電話でなされる、と（131頁）。世代をまたいで永山とそのきょうだい・家族に降りかかった過酷な境遇は、私の想像を超える。註で描き続けた内面世界は「子どもの心」への確かな応答があれば、被害も加害も生まれなかったであろうことを想像させる。

堀川恵子『死刑の基準—「永山事件」が遺したものの—』（講談社文庫、2016年、日本評論社、2009年）。著者はその後の裁判で量刑を考える参考にされた「永山基準」に切り込む。「エピソード」で堀川は言う。「過ちを犯したものを非難することはたやすい。過ちを犯した者に向き合うことは難しい。」（393頁）。ひとを裁くことの難しさを語ったうえで言う。小文冒頭で引用した言である。被告人個人だけの事情に限らない。個人に影響を及ぼしたあらゆる事柄への理解が必要になる。社会的歴史的背景についても同様である。社会的歴史的人間であるがゆえの時間的空間的理解である。直接・間接を問わず裁く側に立つ者にとっては、本書は常に立ち返るべき原点となろう。渾身の思いによる本書を踏まえない死刑論議は、被告人死者のみならず生者に対する背信であろう。永山が遺した1万5千通の書簡は、獄中で生かされた28年間があったがゆえである。死刑囚の死刑執行に適時はあるのだろうか。事件発生を防ぐには、過ちから社会全体が謙虚に学ぶしかない。学ぶ材料は多々。満腔の思いをどれだけ受け止め得るか。死刑執行は贖罪、生き直しの時間を奪う。社会が学ぶ材料も奪う。死刑制度に私が反対する理由の一つ。冤罪の可能性を考えると、なおさらである。

堀川恵子『裁かれた命—死刑囚から届いた手紙—』（講談社文庫、2015年、岩波書店、2011年）。独房で死刑囚長谷川武は、小鳥との生活、カラスのことを通して清明さを獲得していく。自己との向き合いは人を浄化するのだろうか。堀川は丹念な取材を通して最終的に自己を振返る。「そして、私たち」の章である。「人生の明暗を分けるその境界線は非常に脆いものです。（中略）たとえ人の命を奪わないまでも、相手の心に生涯消せない傷を負わせることもあるでしょうし、たとえ自ら手を下さなくても、傍観や無知を通して加害の側に立っていることも少なくありません。」（428頁）。丹念な取材から真相が明らかになる分、読み手の自己に迫ってくる。被害者の無念の共有、遺族の痛みや哀しみを埋める様々な支援策の充実は前提として、加害者が犯した事件の背景、人間としての可能性や償い、犯罪を繰り返させないために社会や大人たちが成すべきことを考える必要性を強調する（429頁）。【註：映画『教誨師』（佐向大監督、2018年）は、6人の死刑囚と6畳位の部屋の中での教戒が展開される。多様な6人は現代社会を反映する。教誨では当初、キリスト教の教義を説く場面が続く。が、やがて反転する。教戒師と死刑囚との関係が「上」から、「水平」、そして「下」になる。理解 *understand* である。明治の人権活動家・思想家田中正造が、晩年、渡良瀬川流域の足尾銅山の排水垂れ流し被害に苦しむ谷中村の民人に接する。「上」から、「水平」、そして「下」になる。最終的には谷中人民から学ぶことを通して、人民と共に明治国家に抗う。正造の生き方は、義を生きる者たちに継承されている。

映画では6人が犯した罪を背負って存在する。「上から」の教誨に心を開かなかった6人が教誨師への逆質問を展開以降は、赤裸々に語り始める。犯した罪との向き合いが生まれる。教誨師にとっては、自分の外側に居た死刑囚たちが、内側にいるという発見である。密度が増す。実際の矯正プログラムでは、どこまで個に応じた対応なのか。

読売新聞社会部『贖罪』（現代人文社、2006年）は、取材を終えての感想を記す。「罪を犯した人々の多様性に比べて画一的に過ぎる矯正プログラムや出所者に対する支援の乏しさでした」（248頁）。対人援助職では相対する人への実態に最適な関わり方が求められることは大前提である。矯正教育はこの視点が欠けているのか、あるいは、人手不足で矯正が実施できないのか。この点は、筆者には理解不足・情報不足である。人手不足、予算不足は常に言われる。歴史的連想が浮かぶ。かつて危険な作業、重労働の現場に受刑者が置き売り込まれたこともあった。小池喜孝『鎖塚—自由民権と囚人労働の記録』（岩波書店、2018年、現代史出版会、1993年）。

山本譲二『累犯障害者』（新潮文庫、2009年、2006年、加筆）には、障害を抱えた多様な受刑者が登場す

る。著者が服役時代に出会った人々である。知的障害や発達障害、解離性人格障害等を抱えた受刑者。受刑者個々の事情を踏まえた更生プログラムが必要であることは当然だが、障害を抱えた受刑者に対しては、なおさら必須である。国連障害者権利条約（2006年採択）は「合理的配慮」を欠くあらゆる政策は差別であるとする。刑務所内においても当然、当てはまる。本書で、殆ど実行されていない実態が示された。】

(4) 贖罪とは何か

罪を犯した者は罪に向き合い、償うことが必要である。精神科医青島多津子『少年たちの贖罪—罪を背負って生きる—』（日本評論社、2014年）は、発達の観点からの関わり的重要性を指摘する。当然、再犯防止には不可欠の対応である。矯正教育の主要な目的を「加害行為を行った少年たちがみずからの行為の意味を知り、それが引き起こした結果を理解し、その結果をみずからの人生に位置づけ、再犯をしないための新しい生き方を模索していくことと私は理解している」（28頁）。そして、「子どもは、その精神的成長とともに、少しずつ、自分の耐えられる範囲の罪障感を獲得していくものだと思う」（28頁）。むろん、ことがらは容易ではない。未成年者の場合、「彼らが被害者であると同時に加害者でもあるという点にある」（46頁）。順番は不可逆的である。「彼らが生きていくくれることが、贖罪の一つの形なのだと私は思う」（243頁）。

不都合な物の排除を求める偏きとは対極の発想である。専門家である矜持でもある。罪を犯してしまった少年たちと関わり続けたがゆえの説得的な見解である。重要な視点である。

著者が紹介する被害者遺族の思い。愛娘を犯罪被害で亡くされた父親の一人は言う。「犯人が死んでも、犯人の命は娘の命と等価ではない。命が失われてしまえば、それに対する償いがあるとは今はまだ思えない」。著者は、「この、抑制のきいた深い悲しみに触れる時、私は加害者側の人間として、ただただ頭を下げざるをえない」（145頁）。著者と同様の感懐を抱く。被害者の反応は多様である。殺された家族に代わって犯人を殺したい、という思いを持つ事例もある。そこにあるのは、肉親の上に起きた、人間が起こした災禍を前にした犯人と同じ空気を吸うことへの身体的心理的拒否感である。国家による死刑執行には反対し、自身の手で犯人を殺めたいとの思いを持つ人もいる。

「再犯をしない新しい生き方」社会の模索は相応の時間・労力・経費を要す。犯罪以前の人生にはどれだけのものを投入したのか。加害者の後悔は社会の後悔でもある。須く自己・他者・世界・自然への最大の責任性を生きる学びを大人が子どもと共に作り出していく。それを人格として生活の中に反映させる。そのような世界や社会にあっても、小文で触れた事件は起きたであろうか。それでも起きたならば、さらに真相究明と再発防止の取り組みを総がかりで担っていくしか

ない。

1947年教育基本法が謳う理想の実現は、永遠に未完のプロジェクトとして教育の力によって創造され続ける営みでもある。その課題を担う仲間の中には、罪を犯してしまった人々も当然、強力かつ真正な仲間として参加する。加害者の成育歴を具体的に知ることを通して、犯人もまた被害者の一人であったことに気付くからである。居場所が刑務所にしかない、というような冷たい社会ではない。青島が矯正教育の目的で言う、矯正教育の実質化である。皇后美智子のいう「平和のための道具」としての生き方である。

【補註：贖罪意識は加害者自身の被害者意識からの解放が鍵を握る。北海道家庭学校の谷昌恒『ひとむれ』（評論社、1980年）が紹介する非行を犯した少年たちの思いである。子どもたちには彼らの言い分がある。生い立ちや環境の劣悪さ。それらを受け止めた上で本人が気づくのを待つ。立ち向かうことを支える。酷寒の地であることの利点を活用し、全身を使う日常の作業が自己直視の契機になる。「流汗悟道」と校長の谷は言う。ここでの感化教育の思想と方法は成人の更生にどう生かされているのだろうか。】

奥野修司『心にナイフを忍ばせて』（文春文庫、2009年、2005年）には、被害者家族の壮絶な日常が記録された。奥野が被害者家族に対して「私の精神がすり切れるほど理解することに努めた」（308頁）がゆえである。「少年Aの『狂気』によって奈落に突き落とされた家族は、四半世紀以上も前の悲しみを、いまだに癒されず背負い続けている」（277頁）。大崎善生『いつかの夏—名古屋閨サイト殺人事件—』（角川書店、2016年）。閨サイトで知り合った3人による、帰宅途中の女性の拉致、殺害事件を大崎は犯罪を憎み、被害者の無念を社会に訴えるべく著した。「濡れ手で粟」的な生き方はどこから生まれたのか。著者たちの徹底した探求は私たちに被害者当事者への支援も含めて、時代や社会への真摯な向き合いを求める。真摯な向き合いが加害者をも仲間とする世直しの端緒となる。

おわりに—加害・被害を生まない学びへ

(1) 私の中の変化

40年間の教職経験と共通性がある分、活動への関わりは自然だった。それが小文を書かせた。他からの問いかけへの回答でもある。

活動に関与して一年未満。変化は4つ。①自分への問いがより増えた。②差別・不正や不合理への反発心がより磨かれた。③政治への関心がより高まった。④生活に必要な消費以外は欲しくなくなった。④は年金生活ゆえの経済的切迫感も一因だが、多分に、出会う事例が厳しい分、自己への問いに繋がっている。私が出会った厳しい事例が生まれる背景が差別・不正や不合理であるからだろう。そのような社会ではない、もう

一つの社会を構想すれば、政治への関心が高まる。世直しの視点である。

(2) 世直しとしての活動

「泣くな。泣くんじゃなくて、もっと怒りなさい。泣くのは諦めたということだから、わたしたちはいつも怒ってなきやダメなんだ。」地べたからの保育を重ねるブレイディみかこが4歳児を励ます場面である(『子どもたちの階級闘争—ブロークン・プリテンの無料託児所から—』みすず書房、2017年、194頁)。

社会の差別・不正等に泣き寝入りするのではなく、怒りを持ち続ける生き方が加害・被害・冤罪等の防止になり得る。社会の差別・不正等を糺す生き方に繋がる。長谷川のいう「子どもの心」に思いを致すとは、乳幼児をはじめとするあらゆる子どもからの発信に耳を傾け、彼らを物言わぬ人にさせないことである。そのような関わり方は子どもの発信力を育む。子どもの権利条約が言う子どもの意見表明権である。日本で条約批准以降、子どもの意見表明権はどこまで実現したか。育んだ成果を測る尺度として、被害・犯罪や冤罪の減少に置くことは教育学が目指してきた世界の創造と共通する。諸般の事情で過ちを犯したとしても、レッテル貼りやスティグマに嵌らずに、学び直しを通して自己の経験の総体を直視することで生き直しへと繋ぐ社会作りに向けて支援活動は大事な土壌を作り得る。

(3) 私の課題

被害者や支援者の活動や証言を読み、聞き、それらに言及することは、自身を問われる。自らを問われることのない証言、手記、記録、活動実践はあり得ない。読み手の感度不足だろう。当事者発信はそれだけで意味を持つ。応答責任を果たすことは個としての存在を示す。契機は新たな本や当事者との出会いである。被害者の手記等、加害者に関する記録等である。現職時代は後者が多かった。被害者支援の必要性は当然の前提として、被害者を無くす、減らすための方策として加害者を無くす、減らす方法を教育学の視点から検討してきた。教育可能性と必要性という、教育学の根幹に関わる主題と方法の解明が念頭にあった。今なお探求中である。他の支援者と動機を含めて、現状を話し合う場が相互研修の機会とはなる。活動を支える者との出会いと交信は続く。(2019.1.18)

【註：吉村昭『仮釈放』(新潮文庫、1982年)は、高校国語教師が犯した、妻の不倫に逆上して起こした殺人事件未遂と、不倫相手の母親を火事で卷添えにした事件で刑務所に服役し、仮釈放後の姿が綴られる。再婚相手を誤って死亡させるという筋骨きである。16年間の服役期間にどこまでの贖罪ができたかを問う。被害者の成育歴を辿り、自分と同じ生を生きていた人を自身が奪ったことに向き合う。罪償感。被害者感情を理解させる教育の必要性である。

とはいえ、被害者感情を理解することは簡単ではな

い。性暴力被害者の手記小林美佳『性犯罪被害に遭うということ』(朝日文庫、2012年、2008年)を読んだ、ある性犯罪加害者が示す「自分も被害者であった」という感想に小林は憤りを示す。「私の本のどこをどう読んだのだろう」と。

性暴力・性差別への異議申し立てを始めた女性が時代を変え始めている。沈黙は次なる被害者を生むという危機感・切迫感ゆえである。その一冊が小林美佳の上記本であった。それへの反響を得て、『性犯罪被害とたたかうということ』(朝日文庫、2016年、2014年)が生まれた。「性暴力は被害者にとって、最大の「裏切り」であり、尊厳を踏みじられる行為なのです。」(89頁)。暴力は自らの尊厳を感じられない人が起こす。】

【註：国連性差別撤廃条約を実質化する方向で社会を作り続けるならば、性暴力は発生の土壌を失う。日本における性差別は深刻である。原発推進に当たったの決まり文句、「最高水準の基準で云々」と、声高に語っても、世界標準ではさほどでもない場合は多々ある。原発安全性に関する国際的指標はない。説明の妥当性は即座に判明する訳ではない。

世界標準を意識する世界市民、地球市民的な資質や発想をもって日常生活を送ることは普くすべての人々に課せられた未来世代と過去世代への確かな応答となる。実時間を生きる者にとって、どのような日常的な選択の積み重ねが必要なのかは判断が難しい。私たちの社会の現状は国際比較を通して初めて可視化できる。幸い、その種の情報は多々。国際社会挙げて、人間の安全保障を生きる社会づくりに向けての現状把握と、課題解決のための方向性の提示である。等閑視することなく、謙虚に向き合うことが現世代、未来世代をはじめ、国際社会への責任でもある。

象徴的な指標。ジェンダーギャップ(男女格差)の大きさを国別に順位づけした世界経済フォーラム2018年報告書では、149カ国中110位。世界銀行の試算では、生涯所得の男女格差は141カ国で計160兆ドルの損失という。LGBTQを含む、性の多様性へ目を開く時空にもなる。自分の中にLGBTQの要素を発見する可能性もあろう。人はその実年数分の責任を時代や社会・未来・過去に対して負う。このことの自覚からことは始まる。自己・他者・世界・自然に対する最大限の責任を果たし続ける生き方である。】

付記：小文は「保育者教育考」(3)(『広島文教教育』第30巻、2019年所収)と並行して書かれた。犯罪被害の実態とそこから見えてくる時代や社会の様相についての見解は、上記小文と共通する。社会事象への関心が自身の取り組みの質を高める。須く社会の構成員がこの世界に依存し、かつ参加しているという実感を持って生きることである。大田堯『教育とは何か』(岩波新書、1990年)がいう、個人や社会、国家、世

界、地球を超えて、宇宙的生命への依存と参加ということである。大田は、このことを「ほかの何をさておいても伝えなければならない」と最重要であることを強調する。自他の生あるものの存在の根拠を知る人である。同時に自他の生あるものの存在が本来の生を実現できる社会をつくる責任を自覚することに繋がる。いのちや生態系を大事にする人でもある。学ぶべき、做すべき人は普く存在する。相対する人を理解するには歴史的社会的背景も踏まえて行うことが必要だが、共通の生命の故郷を共にし、共通の理想の実現に向けての同志的關係を共に生きる人ということになる。加害や殺傷などは思いもよらないことではないか。相互理解を深めるにはより根源的な根拠を理解することが必要になる。個的存在としてはすべてが違う。しかし、宇宙的生命への依存と参加という観点からすれば、類的存在としての共通性の理解を生む。人間が創る社会は人間としての質を高める不断の営みを作る。理想は所与のものを得るということではない。自らが創りだしていく作業である。「未完のプロジェクト」である民主主義社会は常に更新し続ける営みを欠いては理想の実現はおろか、現実の次元すら後退させかねない。矯正教育や刑務所での更生教育はこのような哲学的な視点を踏まえているのだろうか。

私見（徳本達夫「みんなの中のわたし わたしのなかのみんな」(広島文教女子大学『人間科学研究所年報』第7巻、2008年所収)。自他は対である。自は他を欠いては成立しない。他は自がなければ認識できない。私のなかにどれほどの他者が住み着いているのか。物理的には畳一畳には100人は居られない。しかし、内面世界には10,000人以上でも居られる。私の中に住み着いてくれる人は無限大である。動植物、ありとあらゆる生あるものが、私のなかに住まわってくれている。億兆の細菌も。被害者支援と加害者を生まないための手立ては教育である。また、そのための社会の仕組みづくりである。

「理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである」(1947年教育基本法前文)。民主主義の主権者として、自らが理想とする社会実現の政策を推進することである。政治への参画が上記の理想を実現する早道である。支援活動への積極的な関与とともに、政治への積極的な参画が必要となる。篤農的な支援者という側面だけでは理想実現までに要する時間は変わらないのではないか。支援の輪が広がること。支援の質が高まること。併せて政治への参画度を高めること。これらが相乗効果をもって早晚、理想社会への道程を歩むことになる。優れた先達は普く存在する。証言の機会を活用できる社会にする。国家としての対応の姿としてはドイツ他が先進的である (2019.1.20)。

補記：小文で取り上げた書物に登場する、過ちを犯した人びとは、どのような学びを得てきたのだろうか。

原初の部分で親との絆が保障されなかった事例、学校教育は受けながらも、そこでの学びを活かすには原初の部分の欠落は致命的であったのだろうか。本来は保障されるべき原初の部分の保障を社会上げて作り出す。大田が強調した、存在の根源的な根拠と、生きるという活動自体の根源的な意味を、どこまで体感的に実感的に学ぶことができていたのだろうか。獄中での学びの中にあっただろうか。

死刑囚長谷川武が獄中で示したものと根底において共通であったように思われる。大田的な哲学を語る意味は大きい。小文を綴る作業の中で常に問われたのは、犯罪加害・被害を生まないための哲学的倫理的土台・基盤であった。それはまた、総合的実践の人間学である教育学を学び、講じてきた私への問いでもあった。最終的に私が得心している大田の哲学に行きつく。大田がその哲学をその身体で語るならば、受刑者たちは自己が犯した過ちに向き合い、贖罪の日々を送ることになったのではないか。

かつて非常勤先のある男子学生からの挑戦的な問い。「やくざを前に語って有効であれば、聴講の価値ありと認める」。35年以上も前のこと。根本的な有難い問いに今なお向き合い続けている。より難解な事例。高山文彦『麻原彰晃の誕生』(文春新書、2006年。2018年に新潮文庫化)は同時代を生きたものとして、また、近現代日本を理解する手掛かりがある。高山は、麻原を「経験化する」ことの必要性を説く(247頁)。麻原を執拗に排除する社会の傾きは麻原の中に自分を見るからだろうか。思考停止は自己決定を権力者へ譲る。これが正解であると声高に唱えられる方向へ、自分のできることをやろうとする人が出てくる。オウム真理教の参加者がそうであったように。現実社会が抱えていた課題や難題の解決に向けて自分でできることを模索する中で出会ったのが麻原彰晃という人物の主宰する教団であった。多くの学びを得られる事件であったにもかかわらず、莫大な死傷者を出し、膨大な経費をつぎ込んだ分の学びは得られたのだろうか。早い幕引きにこだわったのは訝しさが残る。平成の時代のうちに首謀者死刑囚の刑の執行を。これが為政者側が目論んだ解決法であった。目くらしである。

教団の内部から教団の実態に迫り続けた森達也は、その活動の最後に『A3』(集英社文庫、2012年。集英社インターナショナル、2010年に加筆。)を著した。ある時期以降の教団の一連の暴走の構造を以下、指摘する。麻原を取り巻く首謀者たちが「中心の意向を過剰に付度する。組織の一員として一人称主語を失っているから、摩擦が働かない。つまり暴走する。」(『A3上』205頁)。2018年前半の政治には、近似性がある。斎藤美奈子は「求められているのは、「かれら」と「われわれ」が地続きであることを感じとれる想像力なのだ」と「解説」でいう(『A3下』349頁)。隠そう

とする意思が簡単に通るのは、森のいう、この社会の「圧倒的なまでの無関心だ」（『A3下』333頁）。「公民たるに必要な政治的教養」（教育基本法）は必須である。社会事象への関心はその決め手になる（2019.1.30）。

追記：東京の5歳女兒船戸結愛^{ゆあ}さんの痛ましい事例は2018年3月の事件である。文字で自分の意見を表明する力を持ちながらも、努力不足を親に詫び、さらなる努力の決意を表明し、許しを乞うた事件であった。社会はSOSを感知できなかった。両親を責めることはたやすい。だが、両親に向き合うのは難しい。女兒の被害者遺族は誰なのか。両親・親族であり、心情的には私たちでもあろう。しかも、私たちは加害者側に立つ要素も持ち合わせているだけに女兒の無念を刻みつつ、真相解明と、足元からの再発防止策に着手することが供養の一環となる。合掌。

幼児虐待は、親の社会的孤立・精神的未熟さ・社会支援の不足・人的経済的不足等の要因が複雑に絡まって起きる。虐待を社会的虐待に悪化させないための手法は専門家によって明らかにされている。政策立案者がその研究成果を政策化するだけのことである。セーフティーネットの拡充によって困難の軽減を図ることは社会的共通資本である保育や教育の役割である。保育・教育の質保障の一環として。保育者・教員の増員や待遇改善等は喫緊の政策課題である。その費用対効果は無限度である。未来への投資を躊躇する向きは「未完のプロジェクト」である民主主義社会への理解を欠くことを自ら証明する。本来、破滅や崩壊に向けて進む社会を助長するもの、手を貸す者はいない。賢明な予算の再分配が政治の役割である。劣化する政治はその役を果たせない。人間の安全保障への予算投入以上に最優先されるものはない。いかにして被害者や支援者、加害者のみならず、社会全体が当事者性を発揮して、より豊かで優しい社会づくりへ向けての日々を送るか。中島岳志も、加害者の内面に迫るなかで時代・社会の病を見出す（『秋葉原事件—加藤智大の軌跡—』（朝日文庫、2013年、2011年）。「加藤が『しまった』『もっと生きていればよかった』と心底悔しがるような社会をつくるのが、この本を書いた私の責務だと思う」。「やるしかない。加藤君、僕は君を徹底的に後悔させるために、頑張るよ」（271-272頁）。加害者の排除では解決にならない。犯罪被害者と家族等の抱える苦痛は当事者の手記等で読んでも想像が追いつかない。それゆえ犯罪の未然防止教育や施策は必須である。「加藤が心底悔しがるような社会をつくる」市民が育つ教育である。

大嶋堅一『原発のコスト』（岩波新書、2011年）に倣って、犯罪が生む社会的コストを計算する。計量できないことは前提として、現にある諸制度や仕組みを援用して考える。交通死亡事故（事件）では、1億円や無制限の保険に加入する。これには遺族の様々な局

面での打撃への補償は含まれるのだろうか。かつて自殺者年間3万人以上が10年以上にわたって続いた。交通人身死亡保険金1億円に倣って自殺者の命を1億円換算にする。10年で30兆円。2018年度国家予算100兆円超。単年度計算でも3%相当。気の遠くなるほどの社会的損失である。公助が機能し、彼らが生き延びていたならどれほどの社会的富が得られたか。計算不能である。存在それ自体が社会的財産となる社会づくりが人間の安全保障である。人間の安全保障が如何に経済効果を生むかは歴然である。人への税金投入が最大の経済活性化策になる。アベノミクスの発想は人間の安全保障の発想とは根本において違う。経済という言葉の本旨に立ち返ることから始めたい。経世済民である。

国家としての日本は世界標準から遅れている。日本社会ではない。国家としての日本である。社会はそのまま国家ではない。社会構成員の価値観はたとえ普遍性に基づくものであっても、国家の行政府を構成する議員たちがそれらの価値観を政策化しなければ政策にならない。「オッサン政治」の跋扈と、加害・被害の現状との間に相関関係はあるのかどうか。国会議員構成比が社会構成員の実態を反映している社会との比較検討の研究はあるのかどうか。選挙制度改革後、現行制度下、国会の議員は選出されている。小選挙区では1票でも多い方が低きを未経験であろう人、解放の視点を持たないであろう人であれば、行政府の一員としてどこまでのことができるだろう。

大日本帝国の時代に精神障害者福祉政策の貧困と、同時に人心のありようを質した呉秀三『この国に生まれたるの不幸』（1918年）の現実、21世紀の現在も生きている。お金がなく、ミルクが買えずに2歳児を栄養失調で亡くした28歳の母親。2019年1月のことである。平成の時代に賛意を表し、代替わりを期待し、新天皇の即位を寿ぐ新しい年号を期待するさなかの事件である。本件だけではない。少子化を「国難」と喧伝し、選挙戦を戦った人は、足元の貧困・差別に気がついているのだろうか。国家予算とは日本社会で暮らすものが預けた税金が財源である。乳幼児から明日は天上へと旅立つ人まで、あまねく消費税をはじめとする税金を政策実現のための資金として支出している。構成員の願い実現のための経費である。政策にならないければ予算的措置が取られない。

【註：安倍譲二『塀の中の懲りない面々』（文春文庫、1989年、1986年）には刑務作業のさまが描かれる。民主主義社会の成熟度の問題であろう。】

総括—2022年時点での自己採点—

過大評価度はいかほどか。—「精力的な活動の跡が伺える。教育学の学徒としての学びの姿勢が原動力であろう。教育実践の中で培ってきた他者理解と自己理解、社会的歴史的構造的な理解の視点等を生かそう

としている。先行研究の紹介をはじめ、網羅的であるのは活動が要請する幅広さと奥深さ故。メモ書きながら記録することの効果。さらなる深堀りを。その後の学び、他からの学びを得て、さらなる進化を期待する。絵花的報告から論考的・実践的報告へ。後なる者への責任である。刮目している。」(2022.12.15)。

追記：標題に反して、小文では被害当事者の証言は紹介が少ない。学校教育や社会教育の場で被害当事者の証言を聞く機会が格段に増えていることを踏まえたとはいえ、読者には違和感を抱かれたらどうか。改善されつつあるとはいえ、支援は今なお、極めて不十分。被害当事者の声を誠実に聴いてこなかった社会の不作為だろう。社会はそれぞれの経験の総体を総動員して加害・被害の証言を聴き、足元からの活動を始めるしかない。加害・被害の問題は私の足元の問題である。船戸優里『結愛へー目黒区虐待死事件 母の獄中手記』（小学館、2020年）は、そのための一冊となる。

重複ばかりだが、それでも書くことによって問題と向き合う自己を保ち続けるほかはない。高齢者の出番である。実時間分の社会経験からの識見がものを言う。活動への参画が自他の天寿を全うできる、理想的な社会作りの一助となる。養成講座の受講や講演会への参加は広く支援となる。これまでの人生の意味を確認する作業となる。最期を健やかな形で迎えることができる社会づくりに繋がる。「大河の一滴」という言葉に倣っていえば、一人ひとりの一滴が理想的な大河を生み続ける。組織的な支援活動の拠点だけではなく、日常的に相互交流の時空を持つことによって、孤立を避け、精神的経済的身体的堤防の決壊を事前に防ぐ手立てを講ずる。過ちを犯すのは年齢を問わない。

ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略が続くなか、「核のボタン」行使という、最悪をも意識し続けてきた。侵略自体が最悪という認識に立ち戻りたい。非道は未曾有の被害を生み続ける。歴史の逆行をくい止める「私」の努力へ。(2022.12.18)

補足資料 「性暴力被害に遭うということ」を学ぶ

1. 身体による化学反応 3年ぶりの東京(2022年10月)。標記主題の研修会参加(全国被害者支援ネットワーク主催)。学びは莫大であった。コロナ禍の中、オンライン方式の研修を受けた。移動の手間と資金は要するが、身体全体での学びの質の差は大きい。学びの時空が醸し出す雰囲気も大きい。そのことを今回、再確認した。移動の手間と資金の差し引きはいかに。学びの質が決める。

大学生の学びの形は、今日、ハイブリッド型になっている。主体的で対話的な深い学び(アクティブラーニング)とは、本来、対面式の身体全体での関わりを前提としていた。生身同士の関係である。コロナ禍の学びが今後、どのような世界を生み出すか。対面方式

とオンライン方式との両者を体験することによって、それぞれの利点を自覚する機会となった。オンライン方式はどこまで身体による化学反応を生むか。対面方式での研修会では身体全体での応答が化学反応を起こす。その結果なのか、潜在的な課題も顕在化した。

2. 主題の演習 研修会全体の主題は標記の通り。全14の分科会。関連主題として、発達障害を抱えた女性の事例を検討するグループ討議。電話一面接一地方自治体当該部署、裁判所、警察、病院、検察庁等、関連社会資源への関わりの際、相談員が付き添うという設定。被害当事者が置かれた状況に鑑みて、相談員が付き添うというのが基本である。基本は被害当事者の自己選択・自己決定。困難な状況下の当事者がしかと自己選択・自己決定できる状況を共に創り出すことが支援者・支援団体の基本的役割である。全体としては共通理解の確認に終わった。

疑問も出された。本人のレジリエンスは保てるか、被害届等は本人が希望するのか。いずれも男性参加者の疑問。私の即座の反応。意外な疑問であった。前提事項ではなかったのか。分科会担当者も参加者も会の終了時間が迫っていたためか、全体で疑問をさらに掘り下げることもできず。5分程度の延長は許容範囲だったのではないかと今思料する。上記見解への私見。知的障害を抱えていない事例でも、女性が被害を訴えるのは難しい。性別を問わず。二次被害を恐れるためである。知的障害のある場合は、状況理解がより難しく、被害を訴える能力も十分ではない。卑劣な加害者はそこを狙う。立場を利用しての暴力。上下関係は基本的に暴力関係である。権力構造の中でいかに対等で開かれた関係を創り出すか。

3. 当事者性 自分に置き換えることがいかに難しいか。仮に自分が他からの不合理な暴力に遭った場合、泣き寝入りするのか。訴えるのか。前者ならば、なぜ、自分に責任のない不合理な暴力に沈黙するのか。後者なら、なぜ、女性の場合は例外とするのか。前者の理由は、権力構造の下、泣き寝入りが得策と考えたということか。それで心底納得したのか。理由を説明するのは難しい。後者の場合の理由。非対称という捉え方をしていることに気付きたい。男女差別であり、障害児者差別である。権力構造である。いかなる人であれ、本人に責任のない不合理な暴力や差別は断固、批判するべきである。そのような権力構造を無化する活動が世直しとなる。上記の見解の背景は何か。社会通念を含む、社会的経済的的政治的文化的教育的構造の結果としての現状である。背景や理由を追求しつつ、修正へ向けての行動を起こす。

レジリエンスについても同様である。自己回復は自己肯定感があってこそ機能する。自己の存在を否定してしまうのが暴力、とりわけ性暴力被害である。面接や付き添い支援を得て、自己肯定感が生まれ、暴力を憎み、犯罪を訴えるという正当な社会的手段があるこ

とを知り活用することになる。逆に面接や付き添い支援を得られなかった場合や、一般的にはありえないとはいえ、不適切な面接や付き添い支援であった場合は、訴えることに消極的になるだろう。二次被害である。どうすれば被害回復できるのか。被害以前の生活に戻ることはあり得ない。被害を含み、被害以前の生活に限りなく近づくことが回復である。回復。障害被害者のエンパワメントの前提は、選択権は本人にある。但し、^{（合理的）}普通^{（合理的）}の選択が自由にできるための「合理的配慮」が保障されてこそ、である。

訴えることができる当事者とは、それまでの生活経験の中で被害を受けた時に抗い、相手の非を咎める経験をしているだろう。謝罪を求めている。そのような原体験がなければ、性暴力の場合には訴えは思いつかないだろう。逆の、不合理な暴力を受けながら、更に暴力が高じた経験をしていれば、一層困難である。被害者の困りごととは何か。想像力を駆使して被害当事者の世界に入ることによってその一端が見えてくる。当事者の証言や活字資料、映像資料等からの学びがここで生きてくる。被害者の困りごとが個別具体的に想像できて初めて、支援が個別具体的に適切なものとなる。グループ学習は、直接・間接体験を含む、参加者の経験の総体が顕わになる。かくして次の次元へと至る。

学びは自己の現状に気づくことから始まる。その現状に不備や不足があれば、原因や背景を探る中で学び直す（unlearn）。これまでの学び（learn）が誤り、あるいは不十分だったという発見となる。さらに、より高次の次元の学びを求める（relearn）。これらの格闘が個人の内面で集団の研究協議の中で展開される。参加者が対等で開かれた関係の中で学び合うことによって、こうした上質の学びは保障される（フラットでオープンな関係）。上下関係や非対称の関係、閉鎖的な関係の中では望みえない。

グループ活動の初めに、参加者は簡単な自己紹介はする。多くの場合、名前だけである。各自の経歴が学びの質量に影響するのは事実ではある。経歴紹介を省略しても1時間以上学び合えば、それなりに想像できる。学びの主眼は参加者の経験の総体を活用した見解の共有と深化である。参加者の経歴は各自の身体からも自然に現れてくる。社会的身分や地位等の属性は支援活動という土俵の上では無意味である。同じ職種であっても、個人的にはそれぞれの見解となる。

グループ発表。発表者が冒頭に言う。「じゃんけんで負けたので」云々。私の番。3番目。「じゃんけんで負けるので、自己推薦です」。発表の質にどんな影響があるというのか。限られた時間の有効活用を原則としたい。以後、その種の緒言はなくなった。私が参加した班は、3つの役すべて自薦。

4. 世界の潮流のなかで 国連障害者の権利条約は「合理的配慮」を義務付けている。障害当事者がノーマルな状態が得られるように必要不可欠な配慮を保障される。知的障害を抱えていれば、その障害がマイナスにならないような合理的な配慮を保障される。障害のない女性の多くは、被害を訴える上で二次被害を恐れてきた。

アメリカの芸能界で吹き荒れた性暴力被害を訴えた女性が加害者への断罪を生んだ。（ジョディ・カンター、ミーガン・トゥーイー／古谷美登里訳『その名を暴けー# ME TOO に火をつけたジャーナリストたちの闘いー』新潮社、2020年、文庫、2022年。）原題は『SHE SAID』。私は、原題をそのまま日本語にした方が被害当事者が証言することのハードルの高さを示すことになりえたと思う。事実を話すことそのものがいかに難しいか。それでも時代は前に進みつつある。嫌なことをされて「いや」と訴えることは基本原則である。生きるうえで必要な訴えは二つ。「いや」と「もっと」。必要なものが保障されていなければ、「もっと」と要求することは基本的人権の基本である。

信田さよ子編『女性の生きづらさーその痛みを語るー』（日本評論社、2020年）、信田さよ子・上間陽子『言葉を失ったあとで』（筑摩書房、2021年）。いずれも現在進行形の性暴力に関わる法整備の充実に繋がる。上質の法は当事者が生み出す。現実を知悉したものでなければ、隔靴搔痒以前である。この社会が歪んでいる以上、歪みは最も弱いところにしわ寄せがいく。社会からの圧力に疎外感・絶望感を抱く人びとがその圧力に抗うべく声あげることが世直しとなる。被害の立場に居続けることは、自他への否定・暴力の引き金となり得る。支援活動は日常的に出会う人びととの間に人間の安全保障の実現に繋がる声あげの交流を図ることを要請する。

2022年10月20日。参議院予算委員会。ラジオ中継。れいわ新撰組の船越議員が2名の介助者を得て、国会論戦に臨んだ。当該委員会で「合理的配慮」が保障されているかどうかを問い、その上で経済的保障の問題へと繋ぐ展開であった。周到な準備と最適な質問。他の議員は自らを顧みただろう。私も自らを顧みて、更に精進を誓ったほどである。中継する価値が十分すぎるほどであった。質問内容を介助者を通して文字化する分、発信内容は濃い。多弁、巧言令色とは対照的である。逆説的に言えば、敢えて一定の時間をかけて発信するならば、発信の質量が高まる。

未完だが、現状の一端を示すことにした。（2022.10.30）